

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5月 1日
【届出者の氏名又は名称】	プラス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目 1番28号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目 1番28号
【電話番号】	03(5860)7004
【事務連絡者氏名】	常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	プラス株式会社 (東京都港区虎ノ門四丁目 1番28号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、プラス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ビズネット株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

ビズネット株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成15年8月6日開催の対象者第31回定時株主総会及び平成15年12月9日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式9,812,000株（対象者が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数（22,318,000株）に対する保有株式数の割合（以下「保有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）：43.96%）を保有するとともに、当社の完全子会社であるプラスロジスティクス株式会社（以下「プラスロジスティクス」といいます。）（保有株式数1,000,000株、保有割合：4.48%）及びプラス技研株式会社（以下「プラス技研」といい、プラスロジスティクス及びプラス技研を総称して、以下「当社完全子会社ら」といいます。）（保有株式数300,000株、保有割合：1.34%）を通じた間接保有分と合わせて対象者の普通株式11,112,000株（保有割合：49.79%）を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、平成24年4月27日開催の当社取締役会において、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）にその株式を上場している対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式（本新株予約権の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。）及び本新株予約権の全て（ただし、当社が保有する対象者の普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けに際して、当社は、当社完全子会社ら、当社の代表取締役会長である今泉嘉久氏（保有株式数1,275,000株、保有割合：5.71%）、当社の代表取締役社長である今泉公二氏（保有株式数322,750株、保有割合：1.45%）、当社の取締役である今泉三千夫氏（保有株式数200,000株、保有割合：0.90%）、今泉公二氏の親族である今泉壮平氏（保有株式数600,000株、保有割合：2.69%）、今泉嘉久氏の親族である今泉英久氏（保有株式数200,000株、保有割合：0.90%）及び今泉公二氏が代表取締役を務める有限会社ソマック（保有株式数430,000株、保有割合：1.93%）との間で、平成24年4月26日付で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、当社完全子会社らより、それぞれが保有する対象者の普通株式の全て（合計1,300,000株、保有割合：5.82%）について、並びに今泉嘉久氏、今泉公二氏、今泉三千夫氏、今泉壮平氏、今泉英久氏及び有限会社ソマック（以下、今泉嘉久氏、今泉公二氏、今泉三千夫氏、今泉壮平氏、今泉英久氏及び有限会社ソマックを総称して「対象者大株主ら」といいます。）より、それぞれが保有する対象者の普通株式の全て（合計3,027,750株、保有割合：13.57%）について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限は設定しておりませんが、応募株券等の合計が8,542,704株（保有割合：38.28%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。これは、(a) ()対象者が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数（22,318,000株）から、(ア)同四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の対象者が保有する自己株式数（58,344株）、並びに(イ)本書提出日現在における当社（間接保有分を含みます。）が保有する対象者の普通株式数（11,112,000株）及び対象者大株主らが保有する対象者の普通株式数（3,027,750株）を控除した株式数（8,119,906株）に、() (ア)対象者が平成23年8月8日に提出した第39期有価証券報告書に記載された平成23年5月20日現在の本新株予約権の数（3,130個）に、(イ)平成23年5月20日から平成24年2月20日までの変更（対象者によれば、平成23年5月20日から平成24年2月20日までに、本新株予約権は30個消滅しているとのこと。）を反映した本新株予約権の数（3,100個）の目的となる対象者の普通株式の数の最大数（310,000株）を加えた株式数（8,429,906株）の過半数に相当する株式数（4,214,954株、これは、当社（間接保有分を含みます。）及び対象者大株主ら以外の者が保有する対象者の普通株式数（本新株予約権に係る潜在的普通株式数を含みます。）の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者の普通株式数にあたります。）に、(b)当社完全子会社ら及び対象者大株主らが保有する対象者の普通株式数（4,327,750株）を加えた株式数となります。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全部（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社は、対象者に対して後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわ

ゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続の実行を要請し、当社が、対象者が保有する自己株式以外の対象者の発行済株式の全部を取得すること（以下、本公開買付けとあわせて「本取引」といいます。）を予定しています。

なお、対象者によって公表された平成24年4月27日付「支配株主であるプラス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本取引の一環として行われる本公開買付けは対象者の企業価値向上の観点から有益であるとともに、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けにおける普通株式に係る買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年4月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、同取締役会において、本新株予約権については、本新株予約権に係る買付け価格は、本公開買付け価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者プレスリリースによれば、同取締役会には、対象者取締役6名（うち社外取締役2名）全員が出席し、出席した取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、同取締役会には、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べたとのことです。さらに、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本新株予約権に係る新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより当社に対して譲渡することについて包括的に承認することを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和23年に社名を千代田文具株式会社として設立し、昭和34年5月には「プラス株式会社」に社名を変更し現在に至っております。

「プラス」という社名は、2つの商店が一緒になった＝「+」されたということに由来するとともに、世の中にプラスになる会社にしていきたいという思いが込められており、現在では、当社グループは、当社、連結子会社10社、非連結子会社3社、持分法適用関連会社8社及び持分法非適用関連会社1社で構成され、オフィス家具、文具・事務用品、電子光学機器、教育機器等の製造販売を主な事業としております。

当社はこれまで、文具・事務用品卸 ブランド・メーカー 自社工場を持つ本格的メーカーへと着実に転進し、その後はメーカーとして商品開発に意欲的に取組む一方、流通形態の刷新にも取組み、業界の商習慣や文具・オフィス家具といった取扱商品の範囲にこだわらない独自の流通サービスを発明するなど、市場創造に鋭意取り組んでまいりました。

その流通形態刷新の一つとして、当社は、大手・中規模事業所向け文具・オフィス関連用品の調達代行を目的とする新規流通事業部門を、平成9年9月に当社のQDS事業部として発足いたしました。その後、当該部門はBizネット事業本部となり、平成12年5月21日にソリューション事業としての位置付けを明確にするために、Bizネット株式会社として当社から分社いたしました。

対象者グループは、対象者及び連結子会社1社により構成され、大手・中堅企業に対して、文具・オフィス生活用品等間接材の調達システムと社内物流業務のプラットフォームを提供し、企業の間接部門におけるビジネスプロセスの効率化をお手伝いする企業を目指しております。また、ITとロジスティクスとの複合的サービスにより、環境対応に優れた効率性の高い流通ソリューションの提供に努めております。

この事業は対象者グループが運営するBizネットシステムを利用するディーラーが顧客開拓、導入提案、稼働促進、請求回収、与信管理等の営業活動を行うことにより、対象者とディーラーそれぞれが最も力を発揮できる業務を分担し、流通の過程で重複する行為を排除する、社会最適な仕組みを目指したものであります。

しかしながら、わが国経済は、国内経済の成熟化や人口減少、欧州の財政問題等による世界経済の減速懸念、円高進行、株価の長期低迷等のマクロ的要因を背景に低迷を続け、東日本大震災の復興需要による一時的な景気持ち直しが期待されるものの、景気の先行きの不透明感をぬぐえない状況が続いております。対象者を取り巻く事業環境につきましても、大手・中堅企業における購買抑制や価格競争の激化は継続しており、間接材購買需要は依然として厳しい状況となっております。

このような中、対象者グループは、ソリューションサービスの一環として行っているオフィス用品等のディーラーに対する商品売上を主要な売上とする企業体質から、より安定的な収益構造の企業体質に転換するために、サービス事業における経営の再構築の転換点と位置づけ、ソリューション活動によって生み出される高品質・高付加価値なサービスをお客様へ提供するソリューション・ベンダーとして事業の育成強化を図っており、対象者グループの得意とする業界への特化型営業により業務プロセスの改善ソリューション及び販売業務の効率化ソリューションの利用企業数の拡大を図ってまい

りました。

具体的には、外部カタログ連携機能による取扱品目の拡大に加え、物流と購買機能の複合的な組合せによる3 P P L（注1）ソリューション・サービスを、大企業向けには各企業個別の要望に対応して、より高品質な業務プロセスでの効率化・改善を実現する個別対応型、中堅企業向けには汎用性の高いサービスを組み合わせ、安心・安全・安価な運用を提供するSaaS（注2）での「共同利用型システム」の構築による共同利用型のサービス提供として位置づけ、サービス開発を行うとともに、企業における多様かつ高度な要望に対する確に対応するための基盤整備に取り組むことにより、3 P P Lソリューション・サービスを拡充し、物販とサービスを両輪としたハイブリッド経営を目指し事業の拡大を図ってまいりました。

また、ソリューション活動拡大のため、営業における資格制度や教育体制を充実することにより、一層高度なお客様のご要望に対する対応力強化を図るとともに、官公庁や独立行政法人等に対する新たなチャネル開発や企業における潜在ニーズの掘り起こしのため、定期的なソリューションセミナーの開催やロジスティクス・ソリューション・フェアへ出展するなど継続的なマーケティング活動を強化してまいりました。

もっとも、商品売上については競合企業との価格競争の激化や大手顧客の購買抑制が続いており、なお予断を許さない状況であるうえ、3 P P L事業によるサービス売上については、大企業向けサービス事業としての性格上、営業力強化の成果が出るまでのリードタイムが長く、かつ、平成24年5月期の期首に発生した特定大口顧客のスキーム変更の影響等もあり、直近の第40期第3四半期連結累計期間の業績は、売上高が110億96百万円（前年同四半期比6.1%減）、営業損失が79百万円（前年同四半期は2億5百万円の営業利益）、経常損失が64百万円（前年同四半期は2億33百万円の経常利益）、四半期純損失が68百万円（前年同四半期は2億45百万円の四半期純利益）となるなど、厳しい状況が続いております。そのため、対象者グループにおいては、競合企業との価格競争を乗り切るための各種コスト削減等の諸施策や、顧客拡大のための営業力強化を迅速に行い、ハイブリッド経営による事業の拡大を早期に図ることが必須の状況となっております。

このような状況の中、当社は、平成23年12月頃より、対象者の中長期的な企業価値向上のための経営方針、対象者を完全子会社化することによって得られるシナジー効果等、対象者株式の取得について分析、検討を進め、また、平成24年1月下旬には、対象者に対して対象者を当社の完全子会社化することを提案の上、当社グループ及び対象者グループの企業価値向上に資するための施策につき、両社にて協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者は、対象者を当社の完全子会社とし、当社グループと対象者グループが強力な協体制を構築することによりはじめて、以下のような対象者グループの企業価値向上のための諸施策を実施することが可能との共通認識に至り、最終的には、平成24年4月27日、本公開買付けにより当社が対象者を完全子会社化することが当社グループ及び対象者グループにとって中長期的な観点からシナジーを最適化することができる最良の方策であるという結論に至りました。

まず、対象者グループにおける3 P P L事業によるサービス売上の拡大を図るための営業力強化については、当社グループからの営業人員の受け入れを含め、対象者グループにおける営業人員を大幅に増加させるとともに、営業人員の教育・研修を充実させ、営業能力を向上させることが重要となりますが、対象者グループとしては、当社グループによる信用力の補完を受けることができれば、財務体質の悪化や信用力の低下等のリスクを回避しつつ、上記のような営業力拡大に係る施策を実施することが可能となります。また、当社が対象者を完全子会社とし、当社グループ及び対象者が相互に協力し、顧客基盤を共有した上で再構築し、それぞれの強みを生かした営業を効率的に展開することで、これまで以上に顧客の需要に対応することが可能となります。

次に、対象者グループにおける競合企業との価格競争を乗り切るための各種コスト削減等の諸施策については、当社が対象者を完全子会社とし、当社グループと対象者グループとが情報を共有し、かつ対象者グループが当社グループの経営資源を活用することで、()仕入を共同化することによる商品原価の低減、()倉庫の共同利用を行うことによる倉庫家賃の削減、()配送オペレーションの共同化による物流費の削減、()システム開発の共同化によるシステム投資額の削減、()カタログ制作の共同化によるカタログコストの削減等の諸施策を積極的かつ効率的に実施することが可能となります。

上記のほか、当社が対象者を完全子会社とすることにより、当社グループの人材の当社グループ内での適切な配置その他の手段を通じて、当社グループの営業・非営業分野での様々なノウハウや情報を対象者に対して供与が可能になるほか、当社グループと対象者グループが一体となった柔軟な経営戦略の策定と遂行の実現及び迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となります。

このように、当社及び対象者は、当社が対象者を完全子会社化することで、当社グループ全体の経済的一体性や機動性を高め、相互の経営資源の利用や情報共有を可能とすることにより、対象者グループを含む当社グループ全体としてシナジーを最適化することができるものと考えております。

なお、本公開買付け後の具体的な対象者の経営方針につきましては、対象者の完全子会社化を実施後に対象者と協議・検討を行うことを予定しております。また、当社は、本公開買付け後においても対象者の常勤役員体制を基本的に維持する意

向であり、一方で、グループ経営を促進させグループ企業価値を高めるため、当社から数名の役員を派遣する予定です。さらに、対象者の従業員につきましては、経営・事業運営にとって重要な経営資源と考えており、今後も対象者の更なる発展に向けて能力を発揮していただきたいと考えているため、本公開買付け後もその雇用及び処遇を原則維持継続する予定です。

(注1) 3PPL(サードパーティ・パーチェシング&ロジスティクス)：

お客様(荷主)企業における購買から物流に関する業務を効率化するための総合的なアウトソースを請負う事業形態

(注2) SaaS(ソフトウェア アズ ア サービス)：

インターネットを通じて、顧客が必要な機能を選択してビジネスアプリケーションを利用出来るようにしたサービス形態

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本書提出日現在において対象者の普通株式9,812,000株(保有割合：43.96%)を保有するとともに、当社完全子会社らを通じた間接保有分と合わせて対象者の普通株式11,112,000株(保有割合：49.79%)を保有し、対象者を連結子会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するために以下のような措置を講じております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年4月26日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者の普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

() 市場株価基準法

平成24年4月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値(80円)、過去1ヶ月の終値の単純平均値(77円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月の終値の単純平均値(75円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月の終値の単純平均値(70円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を70円から80円と分析しております。

() DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年5月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を91円から115円と分析しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果等を総合的に勘案し、最終的に平成24年4月27日の当社取締役会決議によって、本公開買付け価格を1株当たり102円と決定いたしました。

なお、本公開買付け価格102円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成24年4月26日の対象者の普通株式のJASDAQにおける終値(80円)に27.50%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成24年3月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(77円、小数点以下を四捨五入、終値単純平均の算出において、以下同じとします。)に32.47%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成24年1月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(75円)に36.00%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成23年10月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(70円)に45.71%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

また、本書提出日の前営業日である平成24年4月27日の対象者の普通株式のJASDAQにおける終値(80円)に27.50%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた額に相当します。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者プレスリリースによ

れば、対象者取締役会は、本新株予約権に係る新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより当社に対して譲渡することについて包括的に承認することを決議したとのことです。

本新株予約権は本書提出日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、本新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である102円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額50円との差額である52円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である5,200円と決定いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない高野総合コンサルティング株式会社（以下「高野総合」といいます。）に対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

高野総合は、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価法、DCF法及び類似上場会社比較法を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を実施し、対象者は高野総合から平成24年4月26日に、下記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けるとともに、対象者の普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、高野総合から買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価法	77円から81円
DCF法	87円から129円
類似上場会社比較法	98円から121円

市場株価法では、平成24年4月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の終値、直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における出来高加重平均株価を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を77円から81円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画等、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年5月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を87円から129円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を98円から121円までと分析しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本取引が対象者の親会社である当社との取引となることから、その公正性を担保するため、平成24年3月16日付で、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び当社から独立した現対象者社外取締役であり、かつ独立役員である大岡哲氏及び大慈彌省三氏並びに外部の有識者である原伸宏氏（公認会計士・税理士、アゼリア・パートナーズ株式会社代表取締役）の3氏によって構成される特別委員会（なお、上記のとおり、大岡哲氏及び大慈彌省三氏が対象者の社外取締役である関係を除き、この3氏と当社グループ及び対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切ないとのことです。また、対象者は当初からこの3氏を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本取引は対象者の企業価値向上に資するか、本取引の条件（本公開買付価格を含む）の公正性が確保されているか、本取引において公正な手続を通じて対象者株主の利益への十分な配慮がなされているか、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明することは、公開買付者以外の対象者株主（以下「少数株主」といいます。）にとって不利益でないか、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の完全親会社となることを目的として、対象者が全部取得条項付種類株式を用いる方法により対象者の発行済株式の全部を取得して完全子会社化を行うことは少数株主にとって不利益でないかを検討し、対象者取締役会に答申を行うことを特別委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして、特別委員会は、平成24年3月21日より平成24年4月27日まで合計6回開催され、対象者取締役会からの諮問事項である上記各点に関し、独自に公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーとして村田・若槻法律事務所を選定し、その助言を受けつつ、慎重に検討を行ったとのことです。特別委員会は、対象者に対し質疑応答等を行うとともに、対象者より提出を受けた本取引に関連する資料を精査し、慎重に審議を重ねた上で、本公開買付価格の妥当性、本公開買付価格検討の合理性、二段階買収に係る手続の適正性といった基準に照らして特別委員会が認定した事実を検討した結果、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであること、本取引の条件は公正

性が確保されており、本公開買付価格も妥当であること、本取引において、公正な手続を通じて対象者株主の利益に十分な配慮がなされていること、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明することは、少数株主にとって不利益でないこと、及び本公開買付けの成立後に予定されている、公開買付者による対象者の完全子会社化は少数株主にとって不利益でないことが認められる旨、委員の全員一致で決議し、対象者取締役会に対して、その旨の答申を行ったとのことです。

対象者における法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けているとのことです。なお、対象者は当初から森・濱田松本法律事務所を法務アドバイザーとして選任しており、法務アドバイザーを変更した事実はないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、高野総合から取得した株式価値算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、特別委員会の答申等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討してきたとのことです。その結果、本取引の一環として行われる本公開買付けは対象者の企業価値向上の観点から有益であるとともに、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年4月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、同取締役会において、本新株予約権については、本新株予約権に係る買付価格は、本公開買付け価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者プレスリリースによれば、同取締役会には、対象者取締役6名（うち社外取締役2名）全員が出席し、出席した取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、同取締役会には、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

比較的長期に渡る買付け等の期間の設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者の普通株式及び本新株予約権について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

当社は本公開買付けにおいて買付予定数の下限（8,542,704株）以上の応募があることをその成立の条件としております。これは、(a) ()対象者が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数（22,318,000株）から、(ア)同四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の対象者が保有する自己株式数（58,344株）、並びに(イ)本書提出日現在における当社（間接保有分を含みます。）が保有する対象者の普通株式数（11,112,000株）及び対象者大株主らが保有する対象者の普通株式数（3,027,750株）を控除した株式数（8,119,906株）に、() (ア)対象者が平成23年8月8日に提出した第39期有価証券報告書に記載された平成23年5月20日現在の本新株予約権の数（3,130個）に、(イ)平成23年5月20日から平成24年2月20日までの変更（対象者によれば、平成23年5月20日から平成24年2月20日までに、本新株予約権は30個消滅しているとのことです。）を反映した新株予約権の数（3,100個）の目的となる対象者の普通株式の数の最大数（310,000株）を加えた株式数（8,429,906株）の過半数に相当する株式数（4,214,954株、これは、当社（間接保有分を含みます。）及び対象者大株主ら以外の者が保有する対象者の普通株式数（本新株予約権に係る潜在的普通株式数を含みます。）の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者の普通株式数にあたります。）に、(b)当社完全子会社ら及び対象者大株主らが保有する対象者の普通株式数（4,327,750株）を加えた株式数となります。当社は、対象者の少数株主の皆様を重視して、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者が保有する自己株式を除いた対象者の発行済株式の全てを取得する予定です。

当社は、本公開買付けにより、対象者が保有する自己株式を除いた対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することになるよう、以下の一連の手続を行うことを企図しております。

具体的には、本公開買付けの完了後、当社は、対象者が会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社となるために、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定めを置くことを内容とする定款の一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の対象者の株式を交付することを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記の議案について承認されると、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の上記に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者の普通株式を保有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日とし、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会の開催を要請する予定です。

なお、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類株式の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の株式の売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在において未定ですが、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対して交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の決議後実務上合理的に可能な範囲内で速やかに対象者を当社の完全支配会社とするための施策を完了することを予定しております。この他、対象者の普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類株式の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

当社は、原則として平成24年8月を目処に本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催するよう、対象者に要請することを予定していますが、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、速やかに公表するとのこととです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部の取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記各手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社による対象者の株式の保有状況又は当社以外の対象者の株主による対象者の株式の保有状況等によっては、その実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。ただし、そのように他の方法に変更する場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなることを予定しており、その場合に当社以外の対象者の株主に交付されることになる金銭の価値についても、本公開買付価格に当該株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議の上、決定次第速やかに開示する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切
ございません。

また、対象者プレスリリースによれば、本新株予約権については、本公開買付けが成立し、本公開買付けにおいて本新株予
約権の全てを取得できず、かつ当該本新株予約権が行使されずに残存した場合、対象者は、本新株予約権の権利者に対し
て、当社による対象者の完全子会社化までに本新株予約権を行使又は放棄するよう勧奨し、本新株予約権を消滅させるた
めに必要な手続を行う予定とのことです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、現在、JASDAQに上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設
定しておらず、本公開買付けの結果次第では、JASDAQの上場廃止基準に従い、対象者の普通株式は、所定の手続を経
て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買
付けが成立した場合、対象者が保有する自己株式を除く対象者の発行済株式の全てを保有することを企図しており、本公
開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各
手続が実行された場合には、対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者の普通株
式をJASDAQにおいて取引することはできません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、当社は、当社完全子会社ら及び対象者大株主らとの間で、平成24年4月26日付で本応募契約を締
結し、当社完全子会社らより、それぞれが保有する対象者の普通株式の全て（合計1,300,000株、保有割合：5.82%）につ
いて、並びに対象者大株主らより、それぞれが保有する対象者の普通株式の全て（合計3,027,750株、保有割合：13.57%）
について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年5月1日（火曜日）から平成24年6月13日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成24年5月1日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しております。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金102円
新株予約権証券	本新株予約権 1個につき 金5,200円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券（ ）	
株券等預託証券（ ）	
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年4月26日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者の普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>() 市場株価基準法</p> <p>平成24年4月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値（80円）、過去1ヶ月の終値の単純平均値（77円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月の終値の単純平均値（75円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月の終値の単純平均値（70円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を70円から80円と分析しております。</p> <p>() DCF法</p> <p>対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年5月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を91円から115円と分析しております。</p>

	<p>当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果等を総合的に勘案し、最終的に平成24年4月27日の当社取締役会決議によって、本公開買付価格を1株当たり102円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格102円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成24年4月26日の対象者の普通株式のJASDAQにおける終値（80円）に27.50%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成24年3月27日から平成24年4月26日まで）の終値単純平均（77円）に32.47%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成24年1月27日から平成24年4月26日まで）の終値単純平均（75円）に36.00%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成23年10月27日から平成24年4月26日まで）の終値単純平均（70円）に45.71%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。</p> <p>また、本書提出日の前営業日である平成24年4月27日の対象者の普通株式のJASDAQにおける終値（80円）に27.50%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当します。</p> <p>(2) 本新株予約権</p> <p>本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本新株予約権に係る新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより当社に対して譲渡することについて包括的に承認することを決議したとのことです。</p> <p>本新株予約権は本書提出日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っております。そこで、当社は、本新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である102円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額50円との差額である52円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である5,200円と決定いたしました。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>わが国経済は、国内経済の成熟化や人口減少、欧州の財政問題等による世界経済の減速懸念、円高進行、株価の長期低迷等のマクロ的要因を背景に低迷を続け、東日本大震災の復興需要による一時的な景気持ち直しが期待されるものの、景気の先行きの不透明感をめぐえない状況が続いております。対象者を取り巻く事業環境につきましても、大手・中堅企業における購買抑制や価格競争の激化は継続しており、間接材購買需要は依然として厳しい状況となっております。</p> <p>このような状況の中、当社は、平成23年12月頃より、対象者の中長期的な企業価値向上のための経営方針、対象者を完全子会社化することによって得られるシナジー効果等、対象者株式の取得について分析、検討を進め、また、平成24年1月下旬には、対象者に対して対象者を当社の完全子会社化することを提案の上、当社グループ及び対象者グループの企業価値向上に資するための施策につき、両社にて協議・検討を重ねてまいりました。</p>

その結果、当社及び対象者は、対象者を当社の完全子会社とし、当社グループと対象者グループが強力な協力体制を構築することによりはじめて、以下のような対象者グループの企業価値向上のための諸施策を実施することが可能との共通認識に至り、最終的には、平成24年4月27日、本公開買付けにより当社が対象者を完全子会社化することが当社グループ及び対象者グループにとって中長期的な観点からシナジーを最適化することができる最良の方策であるという結論に至りました。

まず、対象者グループにおける3PPL事業によるサービス売上の拡大を図るための営業力強化については、当社グループからの営業人員の受け入れを含め、対象者グループにおける営業人員を大幅に増加させるとともに、営業人員の教育・研修を充実させ、営業能力を向上させることが重要となりますが、対象者グループとしては、当社グループによる信用力の補完を受けることができれば、財務体質の悪化や信用力の低下等のリスクを回避しつつ、上記のような営業力拡大に係る施策を実施することが可能となります。また、当社が対象者を完全子会社とし、当社グループ及び対象者が相互に協力し、顧客基盤を共有した上で再構築し、それぞれの強みを生かした営業を効率的に展開することで、これまで以上に顧客の需要に対応することが可能となります。

次に、対象者グループにおける競合企業との価格競争を乗り越えるための各種コスト削減等の諸施策については、当社が対象者を完全子会社とし、当社グループと対象者グループとが情報を共有し、かつ対象者グループが当社グループの経営資源を活用することで、()仕入を共同化することによる商品原価の低減、()倉庫の共同利用を行うことによる倉庫家賃の削減、()配送オペレーションの共同化による物流費の削減、()システム開発の共同化によるシステム投資額の削減、()カタログ制作の共同化によるカタログコストの削減等の諸施策を積極的かつ効率的に実施することが可能となります。

上記のほか、当社が対象者を完全子会社とすることにより、当社グループの人材の当社グループ内での適切な配置その他の手段を通じて、当社グループの営業・非営業分野での様々なノウハウや情報を対象者に対して供与が可能になるほか、当社グループと対象者グループが一体となった柔軟な経営戦略の策定と遂行の実現及び迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となります。

このように、当社及び対象者は、当社が対象者を完全子会社化することで、当社グループ全体の経済的一体性や機動性を高め、相互の経営資源の利用や情報共有を可能とすることにより、対象者グループを含む当社グループ全体としてシナジーを最適化することができるものと考えております。

上記のような状況を踏まえ、当社は、平成24年4月27日開催の当社取締役会において、本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。

(算定の際に意見を聴取した第三者の名称)

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年4月26日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(当該意見の概要)

みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者の普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

()市場株価基準法

平成24年4月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値(80円)、過去1ヶ月の終値の単純平均値(77円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月の終値の単純平均値(75円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月の終値の単純平均値(70円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を70円から80円と分析しております。

()DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年5月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を91円から115円と分析しております。

(当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯)

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果等を総合的に勘案し、最終的に平成24年4月27日の当社取締役会決議によって、本公開買付価格を1株当たり102円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格102円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成24年4月26日の対象者の普通株式のJASDAQにおける終値(80円)に27.50%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成24年3月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(77円)に32.47%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成24年1月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(75円)に36.00%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成23年10月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(70円)に45.71%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

また、本書提出日の前営業日である平成24年4月27日の対象者の普通株式のJASDAQにおける終値(80円)に27.50%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた額に相当します。

なお、本新株予約権については、いずれもストックオプションとして、対象者の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者の取締役会の承認を要するものとされており、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本新株予約権に係る新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより当社に対して譲渡することについて包括的に承認することを決議したとのことです。

本新株予約権は本書提出日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、本新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である102円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額50円との差額である52円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である5,200円と決定いたしました。

(買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)
 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年4月26日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者の普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

() 市場株価基準法

平成24年4月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の基準日終値（80円）、過去1ヶ月の終値の単純平均値（77円（小数点以下四捨五入））、過去3ヶ月の終値の単純平均値（75円（小数点以下四捨五入））及び過去6ヶ月の終値の単純平均値（70円（小数点以下四捨五入））をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を70円から80円と分析しております。

() DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年5月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を91円から115円と分析しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果等を総合的に勘案し、最終的に平成24年4月27日の当社取締役会決議によって、本公開買付価格を1株当たり102円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格102円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成24年4月26日の対象者の普通株式のJASDAQにおける終値（80円）に27.50%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去1ヶ月間（平成24年3月27日から平成24年4月26日まで）の終値単純平均（77円）に32.47%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去3ヶ月間（平成24年1月27日から平成24年4月26日まで）の終値単純平均（75円）に36.00%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、過去6ヶ月間（平成23年10月27日から平成24年4月26日まで）の終値単純平均（70円）に45.71%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

また、本書提出日の前営業日である平成24年4月27日の対象者の普通株式のJASDAQにおける終値（80円）に27.50%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた額に相当します。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本新株予約権に係る新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより当社に対して譲渡することについて包括的に承認することを決議したとのことです。

本新株予約権は本書提出日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、本新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である102円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額50円との差額である52円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である5,200円と決定いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない高野総合に対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

高野総合は、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価法、DCF法及び類似上場会社比較法を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を実施し、対象者は高野総合から平成24年4月26日に、下記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けるとともに、対象者の普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、高野総合から買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価法	77円から81円
DCF法	87円から129円
類似上場会社比較法	98円から121円

市場株価法では、平成24年4月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の終値、直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における出来高加重平均株価を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を77円から81円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画等、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年5月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を87円から129円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を98円から121円までと分析しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本取引が対象者の親会社である当社との取引となることから、その公正性を担保するため、平成23年3月16日付で、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び当社から独立した現対象者社外取締役であり、かつ独立役員である大岡哲氏及び大慈彌省三氏並びに外部の有識者である原伸宏氏（公認会計士・税理士、アゼリア・パートナーズ株式会社代表取締役）の3氏によって構成される特別委員会（なお、上記のとおり、大岡哲氏及び大慈彌省三氏が対象者の社外取締役である関係を除き、この3氏と当社グループ及び対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切ないとのことです。また、対象者は当初からこの3氏を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本取引は対象者の企業価値向上に資するか、本取引の条件（本公開買付価格を含む）の公正性が確保されているか、本取引において公正な手続を通じて対象者株主の利益への十分な配慮がなされているか、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明することは、少数株主にとって不利益でないか、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の完全親会社となることを目的として、対象者が全部取得条項付種類株式を用いる方法により対象者の発行済株式の全部を取得して完全子会社化を行うことは少数株主にとって不利益でないかを検討し、対象者取締役会に答申を行うことを特別委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして、特別委員会は、平成24年3月21日より平成24年4月27日まで合計6回開催され、対象者取締役会からの諮問事項である上記各点に関し、独自に公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーとして村田・若槻法律事務所を選定し、その助言を受けつつ、慎重に検討を行ったとのことです。特別委員会は、対象者に対し質疑応答等を行うとともに、対象者より提出を受けた本取引に関連する資料を精査し、慎重に審議を重ねた上で、本公開買付価格の妥当性、本公開買付価格検討の合理性、二段階買収に係る手続の適正性といった基準に照らして特別委員会が認定した事実を検討した結果、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであること、本取引の条件は公正性が確保されており、本公開買付価格も妥当であること、本取引において、公正な手続を通じて対象者株主の利益に十分な配慮がなされていること、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明することは、少数株主にとって不利益でないこと、及び本公開買付けの成立後に予定されている、公開買付者による対象者の完全子会社化は少数株主にとって不利益でないことが認められる旨、委員の全員一致で決議し、対象者取締役会に対して、その旨の答申を行ったとのことです。

対象者における法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けているとのことです。なお、対象者は当初から森・濱田松本法律事務所を法務アドバイザーとして選任しており、法務アドバイザーを変更した事実はないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、高野総合から取得した株式価値算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、特別委員会の答申等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討してきたとのことです。その結果、本取引の一環として行われる本公開買付けは対象者の企業価値向上の観点から有益であるとともに、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年4月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、同取締役会において、本新株予約権については、本新株予約権に係る買付価格は、本公開買付け価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者プレスリリースによれば、同取締役会には、対象者取締役6名（うち社外取締役2名）全員が出席し、出席した取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、同取締役会には、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

比較的長期に渡る公開買付期間の設定

当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者の普通株式及び本新株予約権について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

	<p>マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定</p> <p>当社は本公開買付けにおいて買付予定数の下限（8,542,704株）以上の応募があることをその成立の条件としております。これは、(a) ()対象者が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数（22,318,000株）から、(ア)同四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の対象者が保有する自己株式数（58,344株）、並びに(イ)本書提出日現在における当社（間接保有分を含みます。）が保有する対象者の普通株式数（11,112,000株）及び対象者大株主らが保有する対象者の普通株式数（3,027,750株）を控除した株式数（8,119,906株）に、() (ア)対象者が平成23年8月8日に提出した第39期有価証券報告書に記載された平成23年5月20日現在の本新株予約権の数（3,130個）に、(イ)平成23年5月20日から平成24年2月20日までの変更（対象者によれば、平成23年5月20日から平成24年2月20日までに、本新株予約権は30個消滅しているとのこと。）を反映した新株予約権の数（3,100個）の目的となる対象者の普通株式の数の最大数（310,000株）を加えた株式数（8,429,906株）の過半数に相当する株式数（4,214,954株、これは、当社（間接保有分を含みます。）及び対象者大株主ら以外の者が保有する対象者の普通株式数（本新株予約権に係る潜在的普通株式数を含みます。）の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者の普通株式数にあたります。）に、(b)当社完全子会社ら及び対象者大株主らが保有する対象者の普通株式数（4,327,750株）を加えた株式数となります。当社は、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。</p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,757,656 (株)	8,542,704 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,542,704株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数(12,757,656株)を記載しております。当該最大数は、(a)対象者が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数(22,318,000株)に、(b)()対象者が平成23年8月8日に提出した第39期有価証券報告書に記載された平成23年5月20日現在の本新株予約権の数(3,130個)に、()平成23年5月20日から平成24年2月20日までの変更(対象者によれば、平成23年5月20日から平成24年2月20日までに、本新株予約権は30個消滅しているとのことです。)を反映した新株予約権の数(3,100個)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(310,000株)を加算した株式数から、(c)対象者が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の対象者が保有する自己株式数(58,344株)及び本書提出日現在における当社が保有する株式数(9,812,000株)を控除した株式数(12,757,656株)です。
- (注4) 買付予定数の下限は、(a)()対象者が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数(22,318,000株)から、(ア)同四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の対象者が保有する自己株式数(58,344株)、並びに(イ)本書提出日現在における当社(間接保有分を含みます。)が保有する対象者の普通株式数(11,112,000株)及び対象者大株主らが保有する対象者の普通株式数(3,027,750株)を控除した株式数(8,119,906株)に、() (ア)対象者が平成23年8月8日に提出した第39期有価証券報告書に記載された平成23年5月20日現在の本新株予約権の数(3,130個)に、(イ)平成23年5月20日から平成24年2月20日までの変更(対象者によれば、平成23年5月20日から平成24年2月20日までに、本新株予約権は30個消滅しているとのことです。)を反映した新株予約権の数(3,100個)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(310,000株)を加えた株式数(8,429,906株)の過半数に相当する株式数(4,214,954株、これは、当社(間接保有分を含みます。)及び対象者大株主ら以外の者が保有する対象者の普通株式数(本新株予約権に係る潜在的普通株式数を含みます。)の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者の普通株式数にあたります。)に、(b)当社完全子会社ら及び対象者大株主らが保有する対象者の普通株式数(4,327,750株)を加えた株式数となります。
- (注5) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規則に定める価格にて当該株式を買取ります。
- (注6) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の普通株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	12,757
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	310
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(d)	9,812
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)	3,780
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	70
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年2月20日現在)(個)(j)	22,092
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)/(j)) (%)	56.52
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(12,757,656株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権のうち、(a)対象者が平成23年8月8日に提出した第39期有価証券報告書に記載された平成23年5月20日現在の本新株予約権の数(3,130個)に、(b)平成23年5月20日から平成24年2月20日までの変更(対象者によれば、平成23年5月20日から平成24年2月20日までに、本新株予約権は30個消滅しているとのことです。)を反映した新株予約権の数(3,100個)の目的となる対象者の普通株式(310,000株)の議決権の最大数(310個)を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」及び「gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が保有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有株券等(対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」は分子に加算していません。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年2月20日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、(a)対象者の上記第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数(22,318,000株)から、同四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の対象者が保有する自己株式数(58,344株)を控除した株式数(22,259,656株)に、(b)()対象者が平成23年8月8日に提出した第39期有価証券報告書に記載された平成23年5月20日現在の本新株予約権の数(3,130個)に、()平成23年5月20日から平成24年2月20日までの変更(対象者によれば、平成23年5月20日から平成24年2月20日までに、本新株予約権は30個消滅しているとのことです。)を反映した新株予約権の数(3,100個)の目的となる対象者の普通株式の数の最大数(310,000株)を加えた株式数(22,569,656株)に係る議決権の数(22,569個)を分母として計算しています。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る株式の応募の受付けにあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）の特別口座に記録されている株式をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受付けに際しては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には、譲渡による取得について対象者の取締役会の承認を要する旨の制限が付されておりますので、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「譲渡承認書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」を併せてご提出ください。「譲渡承認書」、新株予約権原簿の名義書換えの請求に必要な書類及び「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

上記 の応募株券等の振替手続及び上記 の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人・・・登記事項証明書、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。)の写し並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士などの専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じません。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,301,280,912
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	25,000,000
その他(c)	3,600,000
合計(a) + (b) + (c)	1,329,880,912

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(12,757,656株)に、1株当たりの買付価格(102円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	買付け等に要する資金に充当するための借入れ (注)	1,500,000
計(b)				計(b)

(注) 借入の具体的な時期、方法、利率等の詳細については、別途協議の上定めるものとします。公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほコーポレート銀行から、1,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,500,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2)【決済の開始日】

平成24年6月20日(水曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに返還すべき株券等を返還します。株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類（前記の「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類）をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（8,542,704株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合はいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	事項
昭和23年2月	今泉商店と鈴木商店が合併し、千代田文具株式会社を設立
昭和34年5月	プラス株式会社に商号変更
昭和38年11月	製造部門としてプラス工業株式会社を設立
昭和42年9月	東京都文京区音羽に本社ビル建設、本社移転
昭和55年5月	PLUS USA CORPORATIONを設立(現: PLUS Vision Corporation of America)
昭和61年11月	埼玉シルバー精工株式会社の全株式を取得し、プラス工業株式会社に商号変更して新発足
平成2年5月	プラスロジスティクス株式会社を設立
平成3年4月	プラスランド前橋工場竣工
平成5年3月	オフィス用品の翌日配送サービス「アスクール事業」を開始
平成9年5月	アスクール株式会社にアスクール事業を営業譲渡
平成9年9月	「QDS(クイック・デリバリー・システム)事業」を開始(平成11年5月 Biznet事業に名称変更)
平成12年3月	有限会社ジェイピーエムエムアールを、株式会社に組織変更後、プラス株式会社に商号変更
平成12年4月	プラス株式会社(プラスプロパティ株式会社に商号変更)から営業譲受け
平成12年5月	ビズネット株式会社を設立
平成12年11月	埼玉プラス株式会社他22社より営業譲受け
平成12年11月	アスクール株式会社が、ジャスダック市場に株式公開
平成12年11月	株式会社アイティーオーの営業の一部を譲受け
平成13年4月	ジョイントテックス株式会社及びその地域会社8社を設立
平成13年5月	プラス工業株式会社、プラスビジョン株式会社を設立
平成14年4月	プラスプロパティ株式会社と合併
平成14年5月	ジョイントテックス株式会社を存続会社として、北海道ジョイントテックス株式会社、東北ジョイントテックス株式会社、関東ジョイントテックス株式会社、東京ジョイントテックス株式会社、中部ジョイントテックス株式会社、関西ジョイントテックス株式会社及び中四国ジョイントテックス株式会社と合併
平成14年10月	プラスビジョン株式会社とプラス工業株式会社が合併
平成15年2月	ジョイントテックス株式会社は九州ジョイントテックス株式会社から営業譲受け
平成15年5月	株式会社音羽興産と合併
平成16年4月	アスクール株式会社が、東京証券取引所市場第一部に株式を上場
平成17年4月	ジョイントテックス株式会社とプラス株式会社が合併
平成17年8月	ビズネット株式会社が、ジャスダック市場に株式上場
平成18年3月	株式会社今泉技術研究所(現: プラス技研株式会社)を株式交換により完全子会社化
平成18年4月	プラスビジョン株式会社が、加賀コンポーネント株式会社へプロジェクト事業を営業譲渡
平成18年4月	プラス情報システム株式会社の全株式を日立ビジネスソリューション株式会社へ譲渡
平成18年11月	東京都港区赤坂にオフィス家具のワークショップ「+PLUS(プラス・プラス)」を出店
平成18年12月	東京都港区虎ノ門に本社移転
平成21年2月	アスクール株式会社が実施した「自己株式の公開買付け」に応募し、その一部株式を譲渡、アスクール株式会社が連結子会社から持分法適用関連会社に異動
平成21年4月	プラスロジスティクス株式会社は、物流事業の一部及びBizex事業(小口配送に係る事業)を承継する新設分割設立会社(Bizex株式会社)の全株式をアスクール株式会社に譲渡
平成21年12月	プラスビジョン株式会社より全事業を譲受け
平成22年2月	プラスステーションナリー株式会社と合併

年月	事項
平成22年 9月	プラススペースデザイン株式会社と合併
平成23年 5月	日本ディー・エル・エム株式会社と合併

(注) 当社は、平成17年4月21日を合併期日として旧プラス株式会社を合併し、商号をプラス株式会社に変更いたしました。実質上の存続会社は、被合併会社である旧プラス株式会社となるため、合併期日までは実質上の存続会社について記載しております。

【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家具、じゅうたん、インテリア用品、文具、事務用品、設計製図機械、計量器、事務機、工具の製造、販売、賃貸、仲介ならびに修理
2. 電子光学機器、光学応用機器、電子・電気応用機器およびその用品・部品の商品開発・受託商品開発・製造・販売
3. 液晶・プラズマディスプレイやプラズマテレビなどに表示する電子看板システムの製造・販売およびそれに付随するソフトウェア開発・設置サービス
4. デジタルコンテンツ（ソフトウェア情報）の製作・配信・検索サービス
5. 翻訳サービス
6. 教材、教育機器、機材、福祉・医療用具、介護用品、リハビリ用品の製造・販売
7. 建築工事の設計、施工ならびに監理
8. 日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品の製造・販売および食料品の販売
9. コンピュータープログラムのソフトウェア、書籍、手工芸材料、織機や陶芸窯等の手工芸機器の販売、教育出版物の制作
10. 皮革および皮革製品の販売・加工
11. 古物の売買業
12. 上記第1号ないし第10号の商品の輸出入
13. インターネットを利用した上記第1号ないし第11号の商品の販売
14. 引越し、清掃の取次業
15. オフィスおよび店舗の什器・備品・事務機器の管理および活用のためのコンサルタント業務
16. 印刷業務の受託
17. 広告代理業
18. 不動産の賃貸および管理
19. 倉庫業
20. 自動車運送取扱業
21. 貨物自動車運送業
22. 宿泊施設、スポーツ施設、業務研修用施設、貸会議場、社員食堂の経営、管理および飲食店業、ホテル営業
23. 損害保険代理業および生命保険の募集事業
24. 一般労働者派遣事業
25. 有料職業紹介事業
26. 金融業、ファクタリング業、総合リース業
27. 一般企業の会計事務の代行業
28. 文具、事務機、家具の製造業務請負
29. 有価証券の保有、売買および運用
30. 企業に対する経営指導および経営相談
31. マーケティングリサーチ業
32. 建物内外の保守管理・保安警備及び清掃業務
33. 建物内外の環境衛生管理業務
34. 前各号の附帯および関連する一切の事業

2) 事業の内容

当社グループは、親会社(株)アイアンドアイ、当社、連結子会社10社、非連結子会社3社、持分法適用関連会社8社、持分法非適用関連会社1社で構成され、オフィス家具、文具・事務用品、電子光学機器、教育機器等の製造販売を主な事業としております。

当社グループが営んでいる主な事業内容と、当該事業に係わる各社の位置づけは次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	事業の区分	事業の内容	主要な会社	
オフィス関連事業	メーカー系	オフィス家具の開発・製造	当社	
		電子光学機器等の開発・製造	当社 汕頭普樂士儀器有限公司	
		文具・事務用品の開発・製造	当社 PLUS VIETNAM INDUSTRIAL CO.,LTD. 汕頭普樂士儀器有限公司 普樂士文具(上海)有限公司	
	流通サービス系	オフィス家具、文具・事務用品、電子光学機器、教育機器の販売	当社他1社	
		カスタムメイド家具の提案販売及び内装工事の請負・設計・監理等	当社	
		福祉施設用什器等の販売	当社他1社	
		海外における販売拠点	PLUS Vision Corporation of America PLUS VIETNAM INDUSTRIAL CO.,LTD. 汕頭普樂士儀器有限公司 台湾普樂士股?有限公司 PLUS Europe GmbH 普樂士文具(上海)有限公司 PLUS = BBG CORPORATION (THAILAND)LTD.	
	機能サポート系	倉庫運営、配送、内装・改装工事、中古家具のリユース・リサイクル請負等	プラスロジスティクス(株) プラスカーゴサービス(株) プラス技研(株) Bizex(株) 他2社	
	通販事業	流通サービス系	オフィス関連商品の販売事業等	アスクル(株) ソロエル(株) ビジネススマート(株) (株)アルファパーチェス アスマル(株) 愛速客樂(上海)貿易有限公司
	ソリューション事業	流通サービス系	大手・中堅企業を対象に文具・オフィス用品等の調達システムと社内物流業務のプラットフォームの提供	ビズネット(株) 他1社
その他事業		不動産賃貸事業及び会計事務の代行サービス等	当社	

無印 連結子会社
 持分法適用関連会社

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年5月1日現在

資本金の額	発行済株式の総数
100百万円	8,562,300株

【大株主】

平成24年5月1日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
株式会社アイアンドアイ	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	3,987	46.56
プラス技研株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	1,351	15.79
今泉 忠久	東京都港区	881	10.29
今泉 英久	東京都文京区	881	10.29
今泉 壮平	東京都渋谷区	790	9.23
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	98	1.15
鈴木 俊一	東京都大田区	95	1.11
鈴木 貴之	東京都文京区	95	1.11
株式会社みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	50	0.58
多賀谷 恒八	東京都目黒区	34	0.41
計		8,264	96.52

(注) プラス技研株式会社が所有している株式については、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されています。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成24年5月1日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役会長		今泉 嘉久	昭和17年11月1日	昭和41年9月 プラス㈱〔旧：プラスプロパティ㈱〕入社 昭和47年7月 同社取締役就任 昭和50年7月 同社常務取締役就任 昭和56年8月 同社代表取締役副社長就任 昭和58年4月 同社代表取締役社長就任 昭和58年5月 プラス技研㈱代表取締役就任（現任） 平成12年3月 ㈱アイアンドアイ代表取締役就任（現任） 平成12年3月 プラス㈱〔旧：プラス㈱〕代表取締役社長就任 平成13年5月 当社〔旧：ジョインテックス㈱〕代表取締役会長就任 平成13年11月 台湾普楽士股?有限公司董事長就任（現任） 平成17年4月 当社代表取締役社長就任 平成20年8月 当社代表取締役会長就任（現任）	29
代表取締役社長		今泉 公二	昭和23年4月2日	昭和47年4月 鹿島建設㈱入社 昭和55年8月 プラス㈱〔旧：プラスプロパティ㈱〕入社 昭和59年1月 同社オフィス環境事業本部本部長 昭和59年8月 同社取締役就任 昭和60年8月 同社常務取締役就任 昭和63年8月 同社専務取締役就任 平成2年6月 同社代表取締役副社長就任 平成12年4月 プラス㈱〔旧：プラス㈱〕代表取締役副社長兼家具製品事業本部本部長兼P&C事業本部本部長就任 平成13年5月 プラスビジョン㈱代表取締役会長就任 平成17年4月 当社代表取締役副社長就任 平成20年8月 当社代表取締役社長就任（現任）	21
常務取締役	ファニチャーカンパニーカンパニープレジデント	秋山 俊介	昭和20年9月11日	昭和43年3月 プラス㈱〔旧：プラスプロパティ㈱〕入社 昭和58年6月 同社中四国支店支店長 昭和62年5月 同社大阪支店支店長 昭和62年8月 同社取締役就任 平成2年6月 同社常務取締役就任 平成13年5月 プラススペースデザイン㈱代表取締役社長就任 平成22年8月 当社常務取締役ファニチャーカンパニーカンパニープレジデント就任（現任）	2

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
常務取締役	ジョイントテックスカンパニーカンパニープレジデント	浅野 紀美夫	昭和30年4月1日	昭和52年3月 平成4年8月 平成9年8月 平成10年9月 平成12年4月 平成14年5月 平成17年4月 平成23年5月 平成23年6月	プラス㈱〔旧：プラスプロパティ㈱〕入社 同社東京中央支店支店長 同社取締役就任 同社東京支店支店長 プラス㈱〔旧：プラス㈱〕取締役ルート事業本部東京支店支店長就任 当社〔旧：ジョイントテックス㈱〕取締役就任 当社取締役ジョイントテックスカンパニーマネージングディレクターマーケティング本部本部長就任 当社取締役ジョイントテックスカンパニーカンパニープレジデント就任 当社常務取締役ジョイントテックスカンパニーカンパニープレジデント就任(現任)	5
常務取締役	ステーションナリーカンパニーカンパニープレジデント	新宅 栄治	昭和29年12月30日	昭和52年4月 昭和63年1月 昭和63年11月 平成10年3月 平成13年5月 平成22年5月 平成22年8月 平成23年6月	ライオン㈱入社 同社マーケティング本部商品企画部 プラス㈱〔旧：プラスプロパティ㈱〕入社 同社P & C事業本部マーケティング部部長 プラスビジョン㈱代表取締役社長就任 当社ステーションナリーカンパニーカンパニープレジデント 当社取締役ステーションナリーカンパニーカンパニープレジデント就任 当社常務取締役ステーションナリーカンパニーカンパニープレジデント就任(現任)	2
常務取締役	コーポレート本部本部長	岡崎 潤	昭和33年6月2日	昭和56年4月 平成20年4月 平成22年4月 平成22年8月 平成23年6月	㈱日本興業銀行入行 ㈱みずほコーポレート銀行クレジットエンジニアリング部長 当社入社 コーポレート本部本部長付部長 当社取締役コーポレート本部本部長就任 当社常務取締役コーポレート本部本部長就任(現任)	2

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	コーポレート本部副部長	江藤 敏行	昭和24年2月26日	昭和46年3月 プラス㈱〔旧：プラスプロパティ㈱〕入社 平成7年11月 同社企画本部経営支援部部長 平成9年8月 同社取締役就任 平成11年8月 同社管理本部本部長 平成12年4月 プラス㈱〔旧：プラス㈱〕取締役コーポレート本部本部長就任 平成13年10月 同社取締役コーポレート本部チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー就任 平成16年3月 同社取締役コーポレート本部副部長就任 平成17年4月 当社取締役コーポレート本部副部長就任(現任)	5
取締役		今泉 三千夫	昭和26年2月3日	昭和48年4月 ㈱第一勧業銀行入行 平成9年11月 プラスロジスティクス㈱常務取締役就任 平成11年7月 同社専務取締役就任 平成13年8月 プラス㈱〔旧：プラス㈱〕取締役就任 平成16年7月 プラスロジスティクス㈱代表取締役社長就任(現任) 平成17年4月 当社取締役就任(現任) 平成20年4月 プラスカーゴサービス㈱代表取締役就任(現任)	6
監査役〔常勤〕		武藤 三郎	昭和21年2月4日	昭和44年4月 ライオン油脂㈱〔現：ライオン㈱〕入社 平成13年3月 ライオン㈱LOCOS推進部部長 平成13年4月 プラス㈱〔旧：プラス㈱〕入社 平成13年5月 プラスステーションナリー㈱代表取締役社長就任 平成15年5月 プラス㈱〔旧：プラス㈱〕ステーションナリーカンパニーカンパニープレジデント就任 平成17年4月 当社取締役ステーションナリーカンパニーカンパニープレジデント就任 平成18年7月 当社常務取締役ステーションナリーカンパニーカンパニープレジデント就任 平成22年12月 当社常勤監査役就任(現任)	6
監査役		安藤 捷利	昭和17年2月15日	昭和39年4月 ブラチナ万年筆㈱入社 昭和61年9月 プラス㈱〔旧：プラスプロパティ㈱〕入社 平成14年5月 プラスステーションナリー㈱常務取締役就任 平成22年2月 当社ステーションナリーカンパニーバイスプレジデント 平成23年6月 当社顧問 平成23年8月 当社監査役就任(現任)	
計					80

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）に基づいて作成しております。

なお、第14期事業年度（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第15期事業年度（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第14期事業年度（平成21年5月21日から平成22年5月20日まで）及び第15期事業年度（平成22年5月21日から平成23年5月20日まで）の計算書類について、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人により監査を受けておりますが、本書に記載する当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	第14期事業年度 (平成22年5月20日)		第15期事業年度 (平成23年5月20日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金		5,119		4,406	
受取手形	2	3,445		4,028	
売掛金	2	7,928		9,433	
商品及び製品		6,494		7,211	
原材料及び貯蔵品		806		944	
前渡金		52		26	
前払費用		32		34	
繰延税金資産		573		596	
未収入金		753		562	
短期貸付金	2	1,274		1,408	
その他		1,021		861	
貸倒引当金		87		149	
流動資産合計		27,415	41.2	29,364	52.3

区分	注記 番号	第14期事業年度 (平成22年5月20日)		第15期事業年度 (平成23年5月20日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	7,211		7,229	
減価償却累計額		5,898		5,989	
建物(純額)		1,312		1,240	
構築物		1,662		1,661	
減価償却累計額		1,662		1,661	
構築物(純額)		0		0	
機械及び装置		445		469	
減価償却累計額		424		427	
機械及び装置(純額)		20		42	
車両運搬具		12		12	
減価償却累計額		11		12	
車両運搬具(純額)		0		0	
工具、器具及び備品		3,435		3,221	
減価償却累計額		2,931		2,810	
工具、器具及び備品(純額)		414		410	
土地	1	8,155		7,815	
リース資産		504		696	
減価償却累計額		147		303	
リース資産(純額)		357		393	
建設仮勘定		46		20	
有形固定資産合計		10,307	15.5	9,923	17.7
無形固定資産					
商標権		1		3	
ソフトウェア		54		71	
リース資産		370		294	
その他		16		16	
無形固定資産合計		443	0.7	386	0.7

区分	注記 番号	第14期事業年度 (平成22年5月20日)		第15期事業年度 (平成23年5月20日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
投資その他の資産					
投資有価証券		270		277	
関係会社株式	1	26,889		15,233	
出資金		9		9	
長期貸付金		8		-	
従業員に対する長期貸付金		8		12	
関係会社長期貸付金		248		147	
破産更生債権等		707		216	
長期前払費用		1		13	
差入保証金		749		681	
その他		170		138	
貸倒引当金		732		284	
投資その他の資産合計		28,332	42.6	16,447	29.3
固定資産合計		39,083	58.8	26,757	47.7
資産合計		66,498	100.0	56,122	100.0

区分	注記 番号	第14期事業年度 (平成22年5月20日)		第15期事業年度 (平成23年5月20日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
支払手形	2	11,961		12,498	
買掛金	2	3,539		3,877	
短期借入金	1	5,437		4,947	
1年内返済予定の長期借入金	1	4,516		3,984	
リース債務		229		279	
未払金		1,909		1,877	
未払費用		256		321	
未払法人税等		58		60	
前受金		41		85	
預り金		25		28	
賞与引当金		403		431	
役員賞与引当金		14		13	
製品保証引当金		30		21	
販売推進引当金		45		45	
その他		11		11	
流動負債合計		28,482	42.8	28,483	50.7
固定負債					
長期借入金	1	6,068		5,954	
リース債務		561		467	
繰延税金負債		9,719		4,965	
退職給付引当金		5,000		5,116	
役員退職慰労引当金		317		292	
受入保証金		910		919	
その他		211		64	
固定負債合計		22,788	34.3	17,781	31.7
負債合計		51,270	77.1	46,264	82.4

区分	注記 番号	第14期事業年度 (平成22年5月20日)		第15期事業年度 (平成23年5月20日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金		100	0.2	100	0.2
2 資本剰余金					
資本準備金		9,701		9,701	
その他資本剰余金		9,467		5,320	
資本剰余金合計		19,168	28.8	15,022	26.8
3 利益剰余金					
その他利益剰余金					
固定資産圧縮積立金		1,216		1,150	
繰越利益剰余金		5,277		6,418	
利益剰余金合計		4,060	6.1	5,268	9.4
4 自己株式		0	0.0	0	0.0
株主資本合計		15,207	22.9	9,854	17.6
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		11	0.0	5	0.0
繰延ヘッジ損益		8	0.0	1	0.0
評価・換算差額等合計		19	0.0	3	0.0
純資産合計		15,227	22.9	9,858	17.6
負債純資産合計		66,498	100.0	56,122	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	第14期事業年度 (自平成21年5月21日 至平成22年5月20日)		第15期事業年度 (自平成22年5月21日 至平成23年5月20日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高					
商品製品売上高		71,146		75,319	
不動産賃貸収入		14		11	
経営指導料		357		183	
その他の売上高		181		158	
売上高合計		71,699	100.0	75,672	100.0
売上原価					
商品期首たな卸高		6,555		5,952	
当期商品仕入高		48,284		49,403	
合計		54,839		55,355	
商品期末たな卸高		5,952		6,335	
商品売上原価		48,887		49,020	
製品期首たな卸高		588		542	
当期製品製造原価	3	5,676		7,628	
合計		6,264		8,170	
製品期末たな卸高		542		876	
製品売上原価		5,722		7,294	
不動産賃貸原価		2		1	
その他の原価		124		105	
売上原価合計		54,736	76.3	56,421	74.6
売上総利益		16,962	23.7	19,251	25.4
販売費及び一般管理費	2 3	16,058	22.4	18,252	24.1
営業利益		903	1.3	998	1.3
営業外収益					
受取利息	1	71		41	
受取配当金	1	2,255		639	
受取手数料		68		315	
その他	1	206		196	
営業外収益合計		2,601	3.6	1,192	1.6

区分	注記 番号	第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)		第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業外費用					
支払利息		459		386	
支払手数料		72		8	
その他		106		216	
営業外費用合計		638	0.9	611	0.8
経常利益		2,867	4.0	1,580	2.1
特別利益					
固定資産売却益	4	-		0	
貸倒引当金戻入額		45		54	
退職給付引当金戻入額		-		240	
その他		10		30	
特別利益合計		56	0.1	326	0.4
特別損失					
固定資産除却損	5	9		5	
固定資産売却損	6	-		41	
減損損失	7	-		268	
投資有価証券評価損		18		-	
関係会社株式評価損		-		11,334	
貸倒引当金繰入額		259		23	
子会社整理損		159		-	
抱合株式消滅差損		693		19	
災害による損失		-		105	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		-		52	
その他		296		110	
特別損失合計		1,436	2.0	11,962	15.8
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		1,486	2.1	10,055	13.3
法人税、住民税及び事業税		74		28	
法人税等調整額		14		4,759	
法人税等合計		89	0.1	4,787	6.3
当期純利益又は当期純損失()		1,397	2.0	5,268	7.0

製造原価明細表

区分	注記 番号	第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)		第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
材料費	2	3,728	65.7	5,084	66.6
労務費		1,236	21.8	1,500	19.7
経費		711	12.5	1,043	13.7
当期総製造費用		5,676	100.0	7,628	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		-	
合計		5,676		7,628	
期末仕掛品たな卸高		-		-	
当期製品製造原価		5,676		7,628	

(注)

第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
1 原価計算の方法は総合原価計算を採用しております。	1 原価計算の方法は総合原価計算を採用しております。
2 経費の主な内訳は次のとおりであります。	2 経費の主な内訳は次のとおりであります。
(百万円)	(百万円)
減価償却費 72	減価償却費 97
外注加工費 64	外注加工費 291
賃借料 82	賃借料 88

【株主資本等変動計算書】

第14期事業年度（自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成21年 5月20日残高（百万円）	100	9,701	9,467	19,168	1,283	0	6,741	5,458	0	13,810
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					66		66	0		0
特別償却準備金の取崩						0	0	0		0
当期純利益							1,397	1,397		1,397
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計（百万円）					66	0	1,464	1,397		1,397
平成22年 5月20日残高（百万円）	100	9,701	9,467	19,168	1,216	-	5,277	4,060	0	15,207

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成21年 5月20日残高（百万円）	4	3	8	13,801
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				0
特別償却準備金の取崩				0
当期純利益				1,397
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	15	12	28	28
事業年度中の変動額合計（百万円）	15	12	28	1,426
平成22年 5月20日残高（百万円）	11	8	19	15,227

第15期事業年度（自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成22年 5月20日残高（百万円）	100	9,701	9,467	19,168	1,216	-	5,277	4,060	0	15,207
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩					66		66	0		0
剰余金（その他資本剰余金）の配当			85	85						85
欠損填補			4,060	4,060			4,060	4,060		0
当期純損失（ ）							5,268	5,268		5,268
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計（百万円）			4,146	4,146	66		1,141	1,207		5,353
平成23年 5月20日残高（百万円）	100	9,701	5,320	15,022	1,150	-	6,418	5,268	0	9,854

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成22年 5月20日残高（百万円）	11	8	19	15
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				0
剰余金（その他資本剰余金）の配当				85
欠損填補				0
当期純損失（ ）				5,268
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	5	10	16	16
事業年度中の変動額合計（百万円）	5	10	16	5,369
平成23年 5月20日残高（百万円）	5	1	3	9,858

(継続企業の前提に関する事項)

第14期事業年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)

該当事項はありません。

第15期事業年度 (自 平成22年 5 月21日 至 平成23年 5 月20日)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

項目	第14期事業年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5 月21日 至 平成23年 5 月20日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時 価法 (評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動平 均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ等の評価基 準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 同左
3 たな卸資産の評価基準及 び評価方法	(1) 商品 移動平均法による原価法 (貸借対照 表価額は収益性の低下に基づく簿価切 下げの方法により算定) (2) 製品及び原材料 総平均法による原価法 (貸借対照表 価額は収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法により算定) (3) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 (貸借 対照表価額は収益性の低下に基づく簿 価切下げの方法により算定)	(1) 商品 同左 (2) 製品及び原材料 同左 (3) 貯蔵品 同左

項目	第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産 主として旧定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び前橋工場の全ての固定資産については、旧定額法を採用しております。 平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産 主として定率法によっております。 ただし、建物（建物附属設備を除く）及び前橋工場の全ての固定資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 2～50年 その他 2～60年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年5月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び前橋工場の全ての固定資産については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 2～50年 その他 2～60年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p> <p>(4) 長期前払費用 同左</p>

項目	第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘察し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 販売促進引当金 エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度の売上に対応する発生見込額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これにより営業利益、経常利益、税引前当期利益は、それぞれ14百万円減少しております。</p> <p>(5) 製品保証引当金 製品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、過去の実績額を基準として所要着込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 販売促進引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(5) 製品保証引当金 同左</p>

項目	第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
	<p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 （会計方針の変更） 当事業年度より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌事業年度から償却するため、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は243百万円であります。</p> <p>(7) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(7) 役員退職慰労引当金 同左</p>
6 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、特例処理の要件を充たす金利スワップについては、当該処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 デリバティブ取引（金利スワップ及び為替予約） ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性がある資産又は負債のうち、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローを固定することにより相場変動等による損失の可能性が回避されるもの</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p>

項目	第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
	(3) ヘッジ方針 金利変動リスクの減殺並びに金融費用及び為替リスクの低減を目的とし、デリバティブ取引の実行と管理に関する権限・責任・実務内容等を定めた内規に基づき運用しております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の時価変動額比率によって有効性を評価し、6ヶ月毎に有効性の評価を行っております。	(3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
7 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

(会計方針の変更)

第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度から平成20年3月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。 この結果、従来の方によった場合に比べて、営業利益、経常利益はそれぞれ13百万円減少し、税引前当期純利益は65百万円減少しております。

(表示方法の変更)

第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
(損益計算書) 前事業年度において、区分掲記しておりました「減損損失」(当事業年度1百万円)は、重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めて表示しております。	

(注記事項)

(貸借対照表関係)

第14期事業年度 (自平成21年5月21日 至平成22年5月20日)		第15期事業年度 (自平成22年5月21日 至平成23年5月20日)	
1 担保資産及び担保付債務		1 担保資産及び担保付債務	
担保資産		担保資産	
財団抵当		財団抵当	
建物	696百万円	建物	648百万円
その他		その他	
建物	491百万円	建物	480百万円
土地	7,729百万円	土地	7,464百万円
関係会社株式	9,199百万円	関係会社株式	3,516百万円
計	18,116百万円	計	12,109百万円
担保付債務		担保付債務	
短期借入金	5,297百万円	短期借入金	4,347百万円
一年以内返済予定の長期借入金	2,960百万円	一年以内返済予定の長期借入金	2,620百万円
長期借入金	3,359百万円	長期借入金	3,619百万円
計	11,616百万円	計	10,586百万円
2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。		2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	
受取手形	510百万円	受取手形	337百万円
売掛金	976百万円	売掛金	1,095百万円
短期貸付金	1,262百万円	短期貸付金	1,293百万円
支払手形	174百万円	支払手形	169百万円
買掛金	486百万円	買掛金	582百万円
3 偶発債務		3 偶発債務	
(1) 債務保証 関係会社等の金融機関からの借入等に対する被保証先別債務保証残高は次のとおりであります。		(1) 債務保証 関係会社等の金融機関からの借入等に対する被保証先別債務保証残高は次のとおりであります。	
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	
PLUS VIETNAM INDUSTRIAL CO., LTD.	226	金融機関からの借入等に対する債務	
PLUS Corporation of America	27	金融機関からの借入等に対する債務	
一夢堂(株)	2	仕入先からの仕入等に対する債務	
計	256		
(2) 手形債権流動化に伴う買戻し義務の上限額 329百万円		(2) 手形債権流動化に伴う買戻し義務の上限額 64百万円	
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	
PLUS VIETNAM INDUSTRIAL CO., LTD.	664	金融機関からの借入等に対する債務	
一夢堂(株)	103	金融機関からの借入等に対する債務	
PLUS Corporation of America	40	金融機関からの借入等に対する債務	
計	808		

(損益計算書関係)

第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
1 関係会社との取引	1 関係会社との取引
受取利息 63百万円	受取利息 37百万円
受取配当金 2,252百万円	受取配当金 635百万円
その他の営業外収益 111百万円	その他の営業外収益 65百万円
2 販売費に属する費用のおおよその割合は51%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は49%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。	2 販売費に属する費用のおおよその割合は52%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は48%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。
配送運賃 2,815百万円	配送運賃 2,990百万円
業務外注費 2,411百万円	業務外注費 2,406百万円
給与手当 4,800百万円	給与手当 5,845百万円
減価償却費 262百万円	減価償却費 284百万円
地代家賃 1,984百万円	地代家賃 2,045百万円
賞与引当金繰入額 403百万円	賞与引当金繰入額 431百万円
役員退職慰労引当金繰入額 21百万円	役員退職慰労引当金繰入額 24百万円
販売促進引当金繰入額 45百万円	販売促進引当金繰入額 45百万円
貸倒引当金繰入額 8百万円	
3 研究開発費の総額	3 研究開発費の総額
一般管理費及び当期製造費用に 含まれる研究開発費 72百万円	一般管理費及び当期製造費用に 含まれる研究開発費 173百万円
4	4 固定資産売却益の内容
	工具、器具及び備品 0百万円
	合計 0百万円
5 固定資産除却損の内容	5 固定資産除却損の内容
建物 8百万円	建物 2百万円
工具、器具及び備品 1百万円	工具、器具及び備品 0百万円
その他 0百万円	ソフトウェア 2百万円
合計 9百万円	合計 5百万円
6	6 固定資産売却損の内容
	工具、器具及び備品 0百万円
	土地 41百万円
	合計 41百万円

第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)									
7 減損損失	7 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">群馬県前橋市</td> <td style="text-align: center;">遊休</td> <td style="text-align: center;">土地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東京都港区等</td> <td style="text-align: center;">遊休</td> <td style="text-align: center;">電話加入権</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	群馬県前橋市	遊休	土地	東京都港区等	遊休	電話加入権
場所	用途	種類								
群馬県前橋市	遊休	土地								
東京都港区等	遊休	電話加入権								
	<p>当社では、事業用資産については管理会計上の区分で、賃貸不動産及び遊休資産については個別にグルーピングを実施し、減損損失の認識の判定をしております。</p> <p>その結果、資産価値の下落している遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に268百万円計上しております。</p> <p>なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、市場価額により評価しております。</p>									

(株主資本等変動計算書関係)

第14期事業年度(自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自己株式				
普通株式	864	-	-	864
合計	864	-	-	864

第15期事業年度(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自己株式				
普通株式	864	-	-	864
合計	864	-	-	864

(リース取引関係)

第14期事業年度 (自平成21年5月21日 至平成22年5月20日)					第15期事業年度 (自平成22年5月21日 至平成23年5月20日)				
1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 主としてオフィス関連事業における生産設備 (工具、器具及び備品)であります。 (イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年5月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					1 ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア) 有形固定資産 同左 (イ) 無形固定資産 同左 (2) リース資産の減価償却の方法 同左 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	減損損失 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	減損損失 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
機械及び装置	707	323	174	208	機械及び装置	408	258	-	150
車両運搬具	10	6	1	1	車両運搬具	10	8	0	0
工具、器具及び備品	331	265	22	43	工具、器具及び備品	74	62	1	10
ソフトウェア	1,185	926	171	87	ソフトウェア	722	632	62	27
合計	2,235	1,522	370	341	合計	1,214	961	64	188
未経過リース料期末残高相当額等 (百万円)					未経過リース料期末残高相当額等 (百万円)				
未経過リース料期末残高相当額					未経過リース料期末残高相当額				
1年内					1年内				
1年超					1年超				
合計					合計				
リース資産減損勘定の残高					リース資産減損勘定の残高				
支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額 (百万円)					支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額 (百万円)				
支払リース料					支払リース料				
減価償却費相当額					減価償却費相当額				
支払利息相当額					支払利息相当額				

第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)												
<p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">206</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">85</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">292</td> </tr> </table> <p>(注) 定期建物賃貸借契約によるものであります。</p>	1年以内	206	1年超	85	合計	292	<p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">85</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">85</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p>	1年以内	85	1年超	-	合計	85
1年以内	206												
1年超	85												
合計	292												
1年以内	85												
1年超	-												
合計	85												

(有価証券関係)

第14期事業年度(平成22年 5月20日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 子会社株式	510	725	214
(2) 関連会社株式	20,730	15,121	5,608
合計	21,241	15,847	5,394

第15期事業年度(平成23年 5月20日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 子会社株式	510	775	263
(2) 関連会社株式	9,395	9,395	0
合計	9,907	10,171	263

(税効果会計関係)

第14期事業年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5 月21日 至 平成23年 5 月20日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 169百万円	賞与引当金 181百万円
貸倒引当金 94百万円	貸倒引当金 27百万円
退職給付引当金 2,100百万円	退職給付引当金 2,149百万円
役員退職慰労引当金 133百万円	役員退職慰労引当金 123百万円
棚卸資産評価損 200百万円	未払費用 121百万円
商品廃棄損 44百万円	棚卸資産評価損 145百万円
減損損失 1,957百万円	減損損失 1,743百万円
土地 52百万円	土地 52百万円
投資有価証券 37百万円	関係会社株式 37百万円
関係会社株式 111百万円	繰越欠損金 4,597百万円
ゴルフ会員権 百万円	その他 198百万円
繰越欠損金 5,234百万円	小計 9,378百万円
その他 239百万円	評価性引当額 8,486百万円
小計 10,374百万円	繰延税金資産合計 891百万円
評価性引当額 9,436百万円	繰延税金負債
繰延税金資産合計 938百万円	固定資産圧縮積立金 833百万円
繰延税金負債	関係会社株式 3,726百万円
固定資産圧縮積立金 881百万円	土地 697百万円
関係会社株式 8,487百万円	その他 4百万円
土地 697百万円	繰延税金負債合計 5,261百万円
その他 18百万円	繰延税金負債の純額 4,369百万円
繰延税金負債合計 10,084百万円	
繰延税金負債の純額 9,146百万円	
繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
流動資産	流動資産
繰延税金資産 573百万円	繰延税金資産 596百万円
固定負債	固定負債
繰延税金負債 9,719百万円	繰延税金負債 4,965百万円

第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">42.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.97</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">54.27</td> </tr> <tr> <td>外国法人税</td> <td style="text-align: right;">1.39</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">3.68</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金の増加</td> <td style="text-align: right;">241.75</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用対象外一時差異</td> <td style="text-align: right;">232.64</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.76</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5.6</td> </tr> </table>	法定実効税率	42.0	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.97	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	54.27	外国法人税	1.39	住民税均等割	3.68	税務上の繰越欠損金の増加	241.75	税効果会計適用対象外一時差異	232.64	その他	1.76	税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.6	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。</p>
法定実効税率	42.0																				
(調整)																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.97																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	54.27																				
外国法人税	1.39																				
住民税均等割	3.68																				
税務上の繰越欠損金の増加	241.75																				
税効果会計適用対象外一時差異	232.64																				
その他	1.76																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.6																				

(企業結合等関係)

第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)

該当事項はありません。

第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)

当社は、不動産賃貸借契約等に関する敷金及び保証金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額 (賃借建物の原状回復費用) を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて計算しております。

(1 株当たり情報)

第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)		第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)	
1株当たり純資産額	1,778.67円	1株当たり純資産額	1,151.47円
1株当たり当期純利益	163.28円	1株当たり当期純損失	615.32円
なお、潜在株式調整額後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整額後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失が計上されており、また潜在株式が存在しないため記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第14期事業年度 (自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日)	第15期事業年度 (自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日)
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	1,397	5,268
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ()(百万円)	1,397	5,268
期中平均株式数(株)	8,561,436	8,561,436

(重要な後発事象)

第14期事業年度(自平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)

子会社の合併

当社の連結子会社であるプラススペースデザイン株式会社(以下プラススペースデザイン)を吸収合併することについて、平成22年7月6日開催の取締役会にて決議いたしました。

(1) 合併の目的

プラススペースデザインは、オフィス家具、ホテル向け家具等の提案販売および内装工事の請負・設計を行う家具販売会社です。一方、当社は社内カンパニーであるファニチャーカンパニーにおいて、オフィス家具メーカーとして生産拠点の前橋工場を有し、グループ各社へ家具製品を供給するとともに直接市場へ販売しております。

オフィス家具市場を取り巻く環境は、本年年初から一部に景況回復が見られるものの、依然先行きの見通しは厳しい状況です。このような中で、ファニチャーカンパニーとプラススペースデザインを統合することにより、それぞれが培ってきた営業、生産、調達等のノウハウを融合・共有するとともに、お客様との接点を拡大し、「高品質・低価格」をテーマに市場が望む製品を開発、販売するオフィス家具メーカーへさらなる進化を遂げることを目指してまいります。

(2) 合併の要旨

合併の日程

合併契約書承認取締役会 平成22年7月6日

合併契約書締結 平成22年7月6日

合併契約書承認株主総会 平成22年8月6日(予定)

合併の効力発生日 平成22年9月21日(予定)

合併方式

当社を吸収合併存続会社とする吸収合併方式で、プラススペースデザインは解散いたします。

その他

当社出資比率100%の子会社の吸収合併であり、新株式の発行および合併交付金の支払いは行いません。

第15期事業年度(自平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

該当事項はありません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13,563(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	80		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	13,643		
所有株券等の合計数	13,643		
(所有潜在株券等の合計数)	(80)		

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数51個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注2) 特別関係者である対象者は、対象者の普通株式58,344株(保有割合0.26%)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	9,812(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	9,812		
所有株券等の合計数	9,812		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3,751 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	80		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	3,831		
所有株券等の合計数	3,831		
(所有潜在株券等の合計数)	(80)		

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数51個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

(注2) 特別関係者である対象者は、対象者の普通株式58,344株(保有割合0.26%)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	プラスロジスティクス株式会社
住所又は所在地	東京都豊島区駒込三丁目3番20号
職業又は事業の内容	運送業、倉庫運営・賃貸
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03 - 5860 - 7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	プラス技研株式会社
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
職業又は事業の内容	建物及び付属設備の管理業、保険代理業 他
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03 - 5860 - 7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	ビズネット株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区三番町6番地14
職業又は事業の内容	文具・オフィス用品の卸し及び調達代行を中心としたソリューション事業
連絡先	連絡者 ビズネット株式会社 総務部長 小野塚 修 連絡場所 東京都千代田区三番町6番地14 電話番号 03 - 5860 - 1021
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	今泉 嘉久
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	プラス株式会社 代表取締役会長
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	今泉 公二
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	プラス株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	秋山 俊介
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	プラス株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	浅野 紀美夫
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	プラス株式会社 常務取締役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	江藤 敏行
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	プラス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	今泉 三千夫
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	プラス株式会社 取締役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	安藤 捷利
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号(公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	プラス株式会社 監査役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	小池 徳彦
住所又は所在地	豊島区駒込三丁目3番20号(教育環境研究所株式会社所在地)
職業又は事業の内容	教育環境研究所株式会社 取締役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	高柳 通明
住所又は所在地	豊島区南大塚三丁目24番4号(一夢堂株式会社所在地)
職業又は事業の内容	一夢堂株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	大野 勉
住所又は所在地	豊島区南大塚三丁目24番4号(一夢堂株式会社所在地)
職業又は事業の内容	一夢堂株式会社 取締役営業開発部部长
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	川端 博文
住所又は所在地	豊島区南大塚三丁目24番4号(一夢堂株式会社所在地)
職業又は事業の内容	一夢堂株式会社 監査役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	今泉 真理
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号(プラス技研株式会社所在地)
職業又は事業の内容	プラス技研株式会社 取締役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	栗原 文一
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号(プラス技研株式会社所在地)
職業又は事業の内容	プラス技研株式会社 監査役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	角坂 靖夫
住所又は所在地	NO.3 1A Street,BIEN HOA INDUSTRIAL ZONE 2 DONG NAI PROVINCE,VIETNAM (PLUS VIETNAM INDUSTRIAL Co.,Ltd.所在地)
職業又は事業の内容	PLUS VIETNAM INDUSTRIAL Co.,Ltd. 代表取締役社長
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	山内 塊太
住所又は所在地	9610 SW Sunshine Court, Suite 100,Beaverton, Oregon 97005 (PLUS Corporation of America所在地)
職業又は事業の内容	PLUS Corporation of America 取締役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	柏原 祥男
住所又は所在地	Bldg.2, No.104, Long-yan Road, Shantou, Guangdong, China (汕頭普樂士儀器有限公司所在地)
職業又は事業の内容	汕頭普樂士儀器有限公司 副董事長
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	中島 聡
住所又は所在地	12th West, No.8, Jinwen Rd., Nanhui District, Shanghai, China (普樂士文具(上海)有限公司所在地)
職業又は事業の内容	普樂士文具(上海)有限公司 董事
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	田代 有孝
住所又は所在地	12th West, No.8, Jinwen Rd., Nanhui District, Shanghai, China (普樂士文具(上海)有限公司所在地)
職業又は事業の内容	普樂士文具(上海)有限公司 董事
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	浅野 善行
住所又は所在地	12th West, No.8, Jinwen Rd., Nanhui District, Shanghai, China (普樂士文具(上海)有限公司所在地)
職業又は事業の内容	普樂士文具(上海)有限公司 董事
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	岩田 彰一郎
住所又は所在地	東京都江東区豊洲三丁目2番3号(アスクル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	アスクル株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	織茂 芳行
住所又は所在地	東京都江東区豊洲三丁目2番3号(アスクル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	アスクル株式会社 取締役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	橋本 孝久
住所又は所在地	東京都江東区豊洲三丁目2番3号(アスクル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	アスクル株式会社 取締役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	小川 宏喜
住所又は所在地	東京都江東区豊洲三丁目2番3号(アスクル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	アスクル株式会社 監査役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	小野 晋二
住所又は所在地	東京都江東区豊洲三丁目2番3号(アスクール株式会社所在地)
職業又は事業の内容	アスクール株式会社 監査役
連絡先	連絡者 プラス株式会社 常務取締役コーポレート本部長 岡崎 潤 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 電話番号 03(5860)7004
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	小川 修二
住所又は所在地	東京都千代田区三番町6番地14(対象者所在地)
職業又は事業の内容	ビズネット株式会社 代表取締役社長
連絡先	連絡者 ビズネット株式会社 総務部長 小野塚 修 連絡場所 東京都千代田区三番町6番地14 電話番号 03-5860-1021
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	長谷川 孝良
住所又は所在地	東京都千代田区三番町6番地14(対象者所在地)
職業又は事業の内容	ビズネット株式会社 取締役
連絡先	連絡者 ビズネット株式会社 総務部長 小野塚 修 連絡場所 東京都千代田区三番町6番地14 電話番号 03-5860-1021
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	本間 正利
住所又は所在地	東京都千代田区三番町6番地14(対象者所在地)
職業又は事業の内容	ビズネット株式会社 取締役
連絡先	連絡者 ビズネット株式会社 総務部長 小野塚 修 連絡場所 東京都千代田区三番町6番地14 電話番号 03-5860-1021
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	阿部 道之進
住所又は所在地	東京都千代田区三番町6番地14(対象者所在地)
職業又は事業の内容	ビズネット株式会社 取締役
連絡先	連絡者 ビズネット株式会社 総務部長 小野塚 修 連絡場所 東京都千代田区三番町6番地14 電話番号 03 - 5860 - 1021
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	大慈彌 省三
住所又は所在地	東京都千代田区三番町6番地14(対象者所在地)
職業又は事業の内容	ビズネット株式会社 取締役
連絡先	連絡者 ビズネット株式会社 総務部長 小野塚 修 連絡場所 東京都千代田区三番町6番地14 電話番号 03 - 5860 - 1021
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	杉目 哲四郎
住所又は所在地	東京都千代田区三番町6番地14(対象者所在地)
職業又は事業の内容	ビズネット株式会社 監査役
連絡先	連絡者 ビズネット株式会社 総務部長 小野塚 修 連絡場所 東京都千代田区三番町6番地14 電話番号 03 - 5860 - 1021
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	若尾 公人
住所又は所在地	東京都千代田区三番町6番地14(対象者所在地)
職業又は事業の内容	ビズネット株式会社 監査役
連絡先	連絡者 ビズネット株式会社 総務部長 小野塚 修 連絡場所 東京都千代田区三番町6番地14 電話番号 03 - 5860 - 1021
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人である対象者の役員

(平成24年5月1日現在)

氏名又は名称	山本 英二
住所又は所在地	東京都千代田区三番町6番地14(株式会社B to B所在地)
職業又は事業の内容	株式会社B to B 取締役
連絡先	連絡者 ピズネット株式会社 総務部長 小野塚 修 連絡場所 東京都千代田区三番町6番地14 電話番号 03(5860)1021
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

プラスロジスティクス株式会社

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,000(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1,000		
所有株券等の合計数	1,000		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

プラス技研株式会社

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	300(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	300		
所有株券等の合計数	300		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

ビズネット株式会社

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者の普通株式58,344株(所有割合0.26%)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

今泉 嘉久

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,275(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1,275		
所有株券等の合計数	1,275		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

今泉 公二

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	322(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	322		
所有株券等の合計数	322		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

秋山 俊介

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 秋山俊介氏は、対象者の普通株式970株を保有しておりますが、対象者の1単元の株式数(1,000株)に満たないため、所有する株券等の数は0個としております。また、秋山俊介氏は小規模所有者に該当いたしますので、秋山俊介氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

浅野 紀美夫

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 浅野紀美夫氏は、対象者の普通株式600株を保有しておりますが、対象者の1単元の株式数(1,000株)に満たないため、所有する株券等の数は0個としております。また、浅野紀美夫氏は小規模所有者に該当いたしますので、浅野紀美夫氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

江藤 敏行

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	8		
所有株券等の合計数	8		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 江藤敏行氏は小規模所有者に該当いたしますので、江藤敏行氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

今泉 三千夫

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	200(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	200		
所有株券等の合計数	200		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

安藤 捷利

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 安藤捷利氏は小規模所有者に該当いたしますので、安藤捷利氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

小池 徳彦

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 小池徳彦氏は小規模所有者に該当いたしますので、小池徳彦氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

高柳 通明

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	180(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	180		
所有株券等の合計数	180		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

大野 勉

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 大野勉氏は小規模所有者に該当いたしますので、大野勉氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

川端 博文

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 川端博文氏は小規模所有者に該当いたしますので、川端博文氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

今泉 真理

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	200(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	200		
所有株券等の合計数	200		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

栗原 文一

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 栗原文一氏は小規模所有者に該当いたしますので、栗原文一氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

角坂 靖夫

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 角坂靖夫氏は、対象者の普通株式20株を保有しておりますが、対象者の1単元の株式数(1,000株)に満たないため、所有する株券等の数は0個としております。また、角坂靖夫氏は小規模所有者に該当いたしますので、角坂靖夫氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

山内 塊太

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 山内塊太氏は小規模所有者に該当いたしますので、山内塊太氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

柏原 祥男

(平成24年 5月 1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 柏原祥男氏は、対象者の普通株式600株を保有しておりますが、対象者の1単元の株式数(1,000株)に満たないため、所有する株券等の数は0個としております。また、柏原祥男氏は小規模所有者に該当いたしますので、柏原祥男氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

中島 聡

(平成24年 5月 1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 中島聡氏は小規模所有者に該当いたしますので、中島聡氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

田代 有孝

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 田代有孝氏は小規模所有者に該当いたしますので、田代有孝氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

浅野 善行

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 浅野善行氏は小規模所有者に該当いたしますので、浅野善行氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

岩田 彰一郎

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 岩田彰一郎氏は小規模所有者に該当いたしますので、岩田彰一郎氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

織茂 芳行

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 織茂芳行氏は、対象者の普通株式20株を保有しておりますが、対象者の1単元の株式数(1,000株)に満たないため、所有する株券等の数は0個としております。また、織茂芳行氏は小規模所有者に該当いたしますので、織茂芳行氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

橋本 孝久

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 橋本孝久氏は小規模所有者に該当いたしますので、橋本孝久氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

小川 宏喜

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 小川宏喜氏は小規模所有者に該当いたしますので、小川宏喜氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

小野 晋二

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	3(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	3		
所有株券等の合計数	3		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 小野晋二氏は小規模所有者に該当いたしますので、小野晋二氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

小川 修二

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	59(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	59		
所有株券等の合計数	59		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

長谷川 孝良

(平成24年 5月 1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	24 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	45		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	69		
所有株券等の合計数	69		
(所有潜在株券等の合計数)	(45)		

本間 正利

(平成24年 5月 1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	26 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	15		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	41		
所有株券等の合計数	41		
(所有潜在株券等の合計数)	(15)		

阿部 道之進

(平成24年 5月 1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	101 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券	10		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	111		
所有株券等の合計数	111		
(所有潜在株券等の合計数)	(10)		

大慈彌 省三

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	23(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	23		
所有株券等の合計数	23		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

杉目 哲四郎

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 杉目哲四郎氏は小規模所有者に該当いたしますので、杉目哲四郎氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

若尾 公人

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	17		
所有株券等の合計数	17		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 若尾公人氏は小規模所有者に該当いたしますので、若尾公人氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

山本 英二

(平成24年5月1日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	10		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	(10)		

(注) 山本英二氏は小規模所有者に該当いたしますので、山本英二氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月1日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに際して、当社は、当社完全子会社ら及び対象者大株主らとの間で、平成24年4月26日付で本応募契約を締結し、当社完全子会社らより、それぞれが保有する対象者の普通株式の全て（合計1,300,000株、保有割合：5.82%）について、並びに対象者大株主らより、それぞれが保有する対象者の普通株式の全て（合計3,027,750株、保有割合：13.57%）について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規則に定める価格にて当該株式を買取ります。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

公開買付者と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

決算年月	平成21年5月期 (第13期)	平成22年5月期 (第14期)	平成23年5月期 (第15期)
製品の販売	787	702	684
リース等	1	0	0

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、高野総合から取得した株式価値算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、特別委員会からの答申等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討してきたとのことです。その結果、本取引の一環として行われる本公開買付けは対象者の企業価値向上の観点から有益であるとともに、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年4月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、同取締役会において、本新株予約権については、本新株予約権に係る買付価格は、本公開買付け価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者プレスリリースによれば、同取締役会には、対象者取締役6名(うち社外取締役2名)全員が出席し、出席した取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、同取締役会には、対象者監査役3名(うち社外監査役2名)全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べたとのことです。さらに、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本新株予約権に係る新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより当社に対して譲渡することについて包括的に承認することを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和23年に社名を千代田文具株式会社として設立し、昭和34年5月には「プラス株式会社」に社名を変更し現在に至っております。

「プラス」という社名は、2つの商店が一緒になった＝「+」されたということに由来するとともに、世の中にプラスになる会社にしていきたいという思いが込められており、現在では、当社グループは、当社、連結子会社10社、非連結子会社3社、持分法適用関連会社8社及び持分法非適用関連会社1社で構成され、オフィス家具、文具・事務用品、電子光学機器、教育機器等の製造販売を主な事業としております。

当社はこれまで、文具・事務用品卸 ブランド・メーカー 自社工場を持つ本格的メーカーへと着実に転進し、その後はメーカーとして商品開発に意欲的に取組む一方、流通形態の刷新にも取組み、業界の商習慣や文具・オフィス家具といった取扱商品の範囲にこだわらない独自の流通サービスを発明するなど、市場創造に鋭意取り組んでまいりました。

その流通形態刷新の一つとして、当社は、大手・中規模事業所向け文具・オフィス関連用品の調達代行を目的とする新規流通事業部門を、平成9年9月に当社のQDS事業部として発足いたしました。その後、当該部門はBizネット事業本部となり、平成12年5月21日にソリューション事業としての位置付けを明確にするために、Bizネット株式会社として当社から分社いたしました。

対象者グループは、対象者及び連結子会社1社により構成され、大手・中堅企業に対して、文具・オフィス生活用品等間接材の調達システムと社内物流業務のプラットフォームを提供し、企業の間接部門におけるビジネスプロセスの効率化をお手伝いする企業を目指しております。また、ITとロジスティクスとの複合的サービスにより、環境対応に優れた効率性の高い流通ソリューションの提供に努めております。

この事業は対象者グループが運営するビズネットシステムを利用するディーラーが顧客開拓、導入提案、稼働促進、請求回収、与信管理等の営業活動を行うことにより、対象者とディーラーそれぞれが最も力を発揮できる業務を分担し、流通の過程で重複する行為を排除する、社会最適な仕組みを目指したものであります。

しかしながら、わが国経済は、国内経済の成熟化や人口減少、欧州の財政問題等による世界経済の減速懸念、円高進行、株価の長期低迷等のマクロ的要因を背景に低迷を続け、東日本大震災の復興需要による一時的な景気持ち直しが期待されるものの、景気の先行きの不透明感をぬぐえない状況が続いております。対象者を取り巻く事業環境につきましても、大手・中堅企業における購買抑制や価格競争の激化は継続しており、間接材購買需要は依然として厳しい状況となっております。

このような中、対象者グループは、ソリューションサービスの一環として行っているオフィス用品等のディーラーに対する商品売上を主要な売上とする企業体質から、より安定的な収益構造の企業体質に転換するために、サービス事業における経営の再構築の転換点と位置づけ、ソリューション活動によって生み出される高品質・高付加価値なサービスをお客様へ提供するソリューション・ベンダーとして事業の育成強化を図っており、対象者グループの得意とする業界への特化型営業により業務プロセスの改善ソリューション及び販売業務の効率化ソリューションの利用企業数の拡大を図ってまいりました。

具体的には、外部カタログ連携機能による取扱品目の拡大に加え、物流と購買機能の複合的な組合せによる3PPLソリューション・サービスを、大企業向けには各企業個別の要望に対応して、より高品質な業務プロセスでの効率化・改善を実現する個別対応型、中堅企業向けには汎用性の高いサービスを組み合わせ、安心・安全・安価な運用を提供するSaaSでの「共同利用型システム」の構築による共同利用型のサービス提供として位置づけ、サービス開発を行うとともに、企業における多様かつ高度な要望に対的に対応するための基盤整備に取り組むことにより、3PPLソリューション・サービスを拡充し、物販とサービスを両輪としたハイブリッド経営を目指し事業の拡大を図ってまいりました。

また、ソリューション活動拡大のため、営業における資格制度や教育体制を充実することにより、一層高度なお客様のご要望に対する対応力強化を図るとともに、官公庁や独立行政法人等に対する新たなチャネル開発や企業における潜在ニーズの掘り起こしのため、定期的なソリューションセミナーの開催やロジスティクス・ソリューション・フェアへ出展するなど継続的なマーケティング活動を強化してまいりました。

もっとも、商品売上については競合企業との価格競争の激化や大手顧客の購買抑制が続いており、なお予断を許さない状況であるうえ、3PPL事業によるサービス売上については、大企業向けサービス事業としての性格上、営業力強化の成果が出るまでのリードタイムが長く、かつ、平成24年5月期の期首に発生した特定大口顧客のスキーム変更の影響等もあり、直近の第40期第3四半期連結累計期間の業績は、売上高が110億96百万円（前年同四半期比6.1%減）、営業損失が79百万円（前年同四半期は2億5百万円の営業利益）、経常損失が64百万円（前年同四半期は2億33百万円の経常利益）、四半期純損失が68百万円（前年同四半期は2億45百万円の四半期純利益）となるなど、厳しい状況が続いております。そのため、対象者グループにおいては、競合企業との価格競争を乗り切るための各種コスト削減等の諸施策や、顧客拡大のための営業力強化を迅速に行い、ハイブリッド経営による事業の拡大を早期に図ることが必須の状況となっております。

このような状況の中、当社は、平成23年12月頃より、対象者の中長期的な企業価値向上のための経営方針、対象者を完全子会社化することによって得られるシナジー効果等、対象者株式の取得について分析、検討を進め、また、平成24年1月下旬には、対象者に対して対象者を当社の完全子会社化することを提案の上、当社グループ及び対象者グループの企業価値向上に資するための施策につき、両社にて協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者は、対象者を当社グループの完全子会社とし、当社グループと対象者グループが強力な協働体制を構築することによりはじめて、以下のような対象者グループの企業価値向上のための諸施策を実施することが可能との共通認識に至り、最終的には、平成24年4月27日、本公開買付けにより当社が対象者を完全子会社化することが当社グループ及び対象者グループにとって中長期的な観点からシナジーを最適化することができる最良の方策であるという結論に至りました。

まず、対象者グループにおける3PPL事業によるサービス売上の拡大を図るための営業力強化については、当社グループからの営業人員の受け入れを含め、対象者グループにおける営業人員を大幅に増加させるとともに、営業人員の教育・研修を充実させ、営業能力を向上させることが重要となりますが、対象者グループとしては、当社グループによる信用力の補完を受けることができれば、財務体質の悪化や信用力の低下等のリスクを回避しつつ、上記のような営業力拡大に係る施策を実施することが可能となります。また、当社が対象者を完全子会社とし、当社グループ及び対象者が相互に協力し、顧客基盤を共有した上で再構築し、それぞれの強みを生かした営業を効率的に展開することで、これまで以上に顧客の需要に対応することが可能となります。

次に、対象者グループにおける競合企業との価格競争を乗り切るための各種コスト削減等の諸施策については、当社が対象者を完全子会社とし、当社グループと対象者グループとが情報を共有し、かつ対象者グループが当社グループの経営資源を活用することで、()仕入を共同化することによる商品原価の低減、()倉庫の共同利用を行うことによる倉庫家賃の削減、()配送オペレーションの共同化による物流費の削減、()システム開発の共同化によるシステム投資額の削減、()カタログ制作の共同化によるカタログコストの削減等の諸施策を積極的かつ効率的に実施することが可能となります。

上記のほか、当社が対象者を完全子会社とすることにより、当社グループの人材の当社グループ内での適切な配置その他の手段を通じて、当社グループの営業・非営業分野での様々なノウハウや情報を対象者に対して供与が可能になるほか、当社グループと対象者グループが一体となった柔軟な経営戦略の策定と遂行の実現及び迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となります。

このように、当社及び対象者は、当社が対象者を完全子会社化することで、当社グループ全体の経済的一体性や機動性を高め、相互の経営資源の利用や情報共有を可能とすることにより、対象者グループを含む当社グループ全体としてシナジーを最適化することができるものと考えております。

なお、本公開買付け後の具体的な対象者の経営方針につきましては、対象者の完全子会社化を実施後に対象者と協議・検討を行うことを予定しております。また、当社は、本公開買付け後においても対象者の常勤役員体制を基本的に維持する意向であり、一方で、グループ経営を促進させグループ企業価値を高めるため、当社から数名の役員を派遣する予定です。さらに、対象者の従業員につきましては、経営・事業運営にとって重要な経営資源と考えており、今後も対象者の更なる発展に向けて能力を発揮していただきたいと考えているため、本公開買付け後もその雇用及び処遇を原則維持継続する予定です。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本書提出日現在において対象者の普通株式9,812,000株（保有割合：43.96%）を保有するとともに、当社完全子会社らを通じた間接保有分と合わせて対象者の普通株式11,112,000株（保有割合：49.79%）を保有し、対象者を連結子会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保するために以下のような措置を講じております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 普通株式

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成24年4月26日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

みずほ証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者の普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

() 市場株価基準法

平成24年4月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の基準日終値(80円)、過去1ヶ月の終値の単純平均値(77円(小数点以下四捨五入))、過去3ヶ月の終値の単純平均値(75円(小数点以下四捨五入))及び過去6ヶ月の終値の単純平均値(70円(小数点以下四捨五入))をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を70円から80円と分析しております。

() DCF法

対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年5月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を91円から115円と分析しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果等を総合的に勘案し、最終的に平成24年4月27日の当社取締役会決議によって、本公開買付価格を1株当たり102円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格102円は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成24年4月26日の対象者の普通株式のJASDAQにおける終値(80円)に27.50%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去1ヶ月間(平成24年3月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(77円)に32.47%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去3ヶ月間(平成24年1月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(75円)に36.00%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを、過去6ヶ月間(平成23年10月27日から平成24年4月26日まで)の終値単純平均(70円)に45.71%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

また、本書提出日の前営業日である平成24年4月27日の対象者の普通株式のJASDAQにおける終値(80円)に27.50%(小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた額に相当します。

(b) 新株予約権

本新株予約権は、ストックオプションとして、対象者の役員及び従業員に対して発行されたものであり、譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本新株予約権に係る新株予約権者が、その保有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより当社に対して譲渡することについて包括的に承認することを決議したとのことです。

本新株予約権は本書提出日現在において、当該新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を下回っています。そこで、当社は、本新株予約権に係る買付価格を、本公開買付価格である102円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額50円との差額である52円に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である5,200円と決定いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない高野総合に対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

高野総合は、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価法、DCF法及び類似上場会社比較法を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を実施し、対象者は高野総合から平成24年4月26日に、下記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けるとともに、対象者の普通株式に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、高野総合から買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価法	77円から81円
DCF法	87円から129円
類似上場会社比較法	98円から121円

市場株価法では、平成24年4月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の終値、直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における出来高加重平均株価を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を77円から81円

までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画等、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年5月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を87円から129円までと分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を98円から121円までと分析しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本取引が対象者の親会社である当社との取引となることから、その公正性を担保するため、平成24年3月16日付で、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、対象者及び当社から独立した現対象者社外取締役であり、かつ独立役員である大岡哲氏及び大慈彌省三氏並びに外部の有識者である原伸宏氏（公認会計士・税理士、アゼリア・パートナーズ株式会社代表取締役）の3氏によって構成される特別委員会（なお、上記のとおり、大岡哲氏及び大慈彌省三氏が対象者の社外取締役である関係を除き、この3氏と当社グループ及び対象者との間には、現在及び過去において取引関係は一切ないとのことです。また、対象者は当初からこの3氏を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。）を設置し、本公開買付けに対して対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本取引は対象者の企業価値向上に資するか、本取引の条件（本公開買付け価格を含む）の公正性が確保されているか、本取引において公正な手続を通じて対象者株主の利益への十分な配慮がなされているか、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明することは、少数株主にとって不利益でないか、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の完全親会社となることを目的として、対象者が全部取得条項付種類株式を用いる方法により対象者の発行済株式の全部を取得して完全子会社化を行うことは少数株主にとって不利益でないかを検討し、対象者取締役会に答申を行うことを特別委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして、特別委員会は、平成24年3月21日より平成24年4月27日まで合計6回開催され、対象者取締役会からの諮問事項である上記各点に関し、独自に公開買付者及び対象者から独立した法務アドバイザーとして村田・若槻法律事務所を選定し、その助言を受けつつ、慎重に検討を行ったとのことです。特別委員会は、対象者に対し質疑応答等を行うとともに、対象者より提出を受けた本取引に関連する資料を精査し、慎重に審議を重ねた上で、本公開買付けの妥当性、本公開買付け価格検討の合理性、二段階買収に係る手続の適正性といった基準に照らして特別委員会が認定した事実を検討した結果、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであること、本取引の条件は公正性が確保されており、本公開買付け価格も妥当であること、本取引において、公正な手続を通じて対象者株主の利益に十分な配慮がなされていること、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明することは、少数株主にとって不利益でないこと、及び本公開買付けの成立後に予定されている、公開買付者による対象者の完全子会社化は少数株主にとって不利益でないことが認められる旨、委員の全員一致で決議し、対象者取締役会に対して、その旨の答申を行ったとのことです。

対象者における法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けているとのことです。なお、対象者は当初から森・濱田松本法律事務所を法務アドバイザーとして選任しており、法務アドバイザーを変更した事実はないとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、高野総合から取得した株式価値算定書、森・濱田松本法律事務所から得た法的助言、特別委員会の答申等を踏まえて、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討してきたとのことです。その結果、本取引の一環として行われる本公開買付けは対象者の企業価値向上の観点から有益であるとともに、本公開買付けの諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年4月27日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、同取締役会において、本新株予約権については、本新株予約権に係る買付け価格は、本公開買付け価格から本新株予約権の行使価額を控除した価格に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数を乗じた価格とされていることから、本新株予約権の新株予約権者にとって妥当であると判断し、当該新株予約権者に対して本公開買付けへ応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者プレスリリースによれば、同取締役会には、対象者取締役6名（うち社外取締役2名）全員が出席し、出席した取締役全員の賛成により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのこと。また、同取締役会には、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれの監査役も、対象者取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べたとのこと。

比較的長期に渡る公開買付期間の設定

当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者の普通株式及び本新株予約権について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、当社及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限の設定

当社は本公開買付けにおいて買付予定数の下限（8,542,704株）以上の応募があることをその成立の条件としております。これは、(a) ()対象者が平成24年4月4日に提出した第40期第3四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の発行済株式総数（22,318,000株）から、(ア)同四半期報告書に記載された平成24年2月20日現在の対象者が保有する自己株式数（58,344株）、並びに(イ)本書提出日現在における当社（間接保有分を含みます。）が保有する対象者の普通株式数（11,112,000株）及び対象者大株主らが保有する対象者の普通株式数（3,027,750株）を控除した株式数（8,119,906株）に、() (ア)対象者が平成23年8月8日に提出した第39期有価証券報告書に記載された平成23年5月20日現在の本新株予約権の数（3,130個）に、(イ)平成23年5月20日から平成24年2月20日までの変更（対象者によれば、平成23年5月20日から平成24年2月20日までに、本新株予約権は30個消滅しているとのこと。）を反映した新株予約権の数（3,100個）の目的となる対象者の普通株式の数の最大数（310,000株）を加えた株式数（8,429,906株）の過半数に相当する株式数（4,214,954株、これは、当社（間接保有分を含みます。）及び対象者大株主ら以外の者が保有する対象者の普通株式数（本新株予約権に係る潜在的普通株式数を含みます。）の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する対象者の普通株式数にあたります。）に、(b)当社完全子会社ら及び対象者大株主らが保有する対象者の普通株式数（4,327,750株）を加えた株式数となります。当社は、対象者の少数株主の皆様を重視して、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			

1 株当たり当期純損益			
1 株当たり配当額			
1 株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 J A S D A Q市場(スタンダード)						
	月別	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年 1月	平成24年 2月	平成24年 3月
最高株価(円)	83	67	72	67	77	99	82
最低株価(円)	62	60	62	62	64	71	75

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第38期(自 平成21年 5月21日 至 平成22年 5月20日) 平成22年 8月 9日関東財務局長に提出

事業年度 第39期(自 平成22年 5月21日 至 平成23年 5月20日) 平成23年 8月 8日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第3四半期(自 平成23年11月21日 至 平成24年 2月20日) 平成24年 4月 4日関東財務局長に提出
対象者が平成24年 4月 4日に提出した第40期第3四半期報告書によると、第39期有価証券報告書提出日(平成23年 8月 8日)後、第49期第3四半期報告書提出日(平成24年 4月 4日)までの役員の異動は、次のとおりです。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	事業部門管掌 兼 第1事業部長	取締役	事業部門管掌	阿部 道之進	平成23年12月21日

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

5【その他】

対象者は、平成24年4月27日に、JASDAQにおいて「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の業績予想の修正及び配当予想の修正の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(1) 平成24年5月期通期連結業績予想値の修正（平成23年5月21日～平成24年5月20日）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株あたり当期純利益
前回発表予想（A）	15,440	160	180	120	5円39銭
今回修正予想（B）	14,980	10	0	0	0円00銭
増減額（B - A）	460	170	180	120	
増減率（％）	3.0				
（ご参考）前期実績 （平成23年5月期）	16,075	342	374	259	11円65銭

(2) 平成24年5月期通期配当予想（平成23年5月21日～平成24年5月20日）

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
前回予想 （平成23年7月1日予想）		0 00		2 00	2 00
今回修正予想		0 00		0 00	0 00
当期実績		0 00			
前期実績 （平成23年5月期）		0 00		2 00	2 00